

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
1	1-	1-	7	1.		<p>1. コリنز(CORINS)への登録 請負者は、受注時または変更時において請負代金額が500万円以上の建設工事について、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督員にメール送信し、監督員へ通知する。監督員の確認(署名、押印)を受けたうえ、受注時(当初請負代金額が変更契約により500万円未満から500万円以上となった工事を含む)は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。 ただし、工事請負代金額が、4,000万円未満から4,000万円以上、4,000万円以上から4,000万円未満及び、500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に変更契約された場合には変更時登録を行うものとする。</p>	1	1-	1-	7	1.		<p>1. コリنز(CORINS)への登録 請負者は、受注時または変更時において請負代金額が500万円以上の建設工事について、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督員にメール送信し、監督員へ通知する。監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、登録内容の変更時は変更があった日から、完成時は工事完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。 なお、変更登録時は、工期、現場代理人及び監理技術者等に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみ変更の場合は、登録を省略することができる。 ただし、技術者の専任制に伴う請負代金額が、4,000万円未満から4,000万円以上、4,000万円以上から4,000万円未満及び建設工事の対象となる請負代金額が、500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に変更された場合の請負代金額の変更時には変更時登録を行うものとする。</p>	R5.8.21改定含む
1	1-	1-	16			<p>設計図書の変更手続きは、「設計変更に伴う契約変更事務取扱細則」の規定により行うものとする。</p>	1	1-	1-	16			<p>設計図書の変更手続きは、愛知県企業庁「設計変更ガイドライン(統合版)」により行うものとする。</p>	
1	1-	1-	21	4.		<p>4. 法令遵守 請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)(以下「建設リサイクル法」という。)、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)、愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱(以下「ガイドライン実施要綱」という。)、愛知県あいくる材率先利用方針を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p>	1	1-	1-	21	4.		<p>4. 法令遵守 請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和6年改正法律第68号)(以下「建設リサイクル法」という。)、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)、愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱(以下「ガイドライン実施要綱」という。)、建設発生土(土砂)等の利用と処理に関する実施要領(以下「建設発生土等の実施要領」という。)、愛知県あいくる材率先利用方針を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p>	

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
1	1-	1-	21	5.		<p>5. 計画書等の提出 請負者は、ガイドライン実施要綱第15条の規定に基づき、次の(1)、(2)及び(5)～(8)の計画書等を施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。 また、請負者は、(1)、(2)の各実施書及び(3)、(4)のあいくる材使用状況報告書、あいくる材使用実績集約表を、工事完了時に監督員に提出しなければならない。 (1)再生資源利用計画書(実施書)(様式1) (2)再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) (3)あいくる材使用状況報告書(ガイドライン実施要綱・様式8) (4)あいくる材使用実績集約表(ガイドライン実施要綱・様式9) (5)建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証(民間受入地の場合に限る。)の写し (6)収集運搬、処理業者の許可証の写し (7)廃棄物処理委託契約書の写し (8)運搬ルート図</p>	1	1-	1-	21	5.		<p>5. 計画書等の提出 請負者は、ガイドライン実施要綱第15条の規定に基づき、次の(1)～(3)及び(4)～(9)の計画書等を施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。 また、請負者は、(1)～(3)の各実施書及び(4)、(5)のあいくる材使用状況報告書、あいくる材使用実績集約表を、工事完了時に監督員に提出しなければならない。 (1)再生資源利用計画書(実施書)(様式1) (2)再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) (3)再生資源利用促進計画の作成に伴う結果確認票(建設発生土等の実施要領・様式4) (4)あいくる材使用状況報告書(ガイドライン実施要綱・様式8) (5)あいくる材使用実績集約表(ガイドライン実施要綱・様式9) (6)建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証(民間受入地の場合に限る。)の写し (7)収集運搬、処理業者の許可証の写し (8)廃棄物処理委託契約書の写し (9)運搬ルート図</p>	
1	1-	1-	21	6.		<p>6. 電子データの提出 請負者は、工事完了時に提出する前項(3)、(4)のあいくる材使用状況報告書及びあいくる材使用実績集約表については、電子データを提出するものとする。</p>	1	1-	1-	21	6.		<p>6. 電子データの提出 請負者は、工事完了時に提出する前項(4)、(5)のあいくる材使用状況報告書及びあいくる材使用実績集約表については、電子データを提出するものとする。</p>	
1	1-	1-	21	8.		<p>8. 再生資源利用(促進)計画書の提示 請負者は、法令に基づき、再生資源利用(促進)計画書を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。</p>	1	1-	1-	21	8.		<p>8. 再生資源利用(促進)計画書の提示 請負者は、法令に基づき、再生資源利用(促進)計画書及び結果確認票を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。</p>	
1	1-	1-	22			<p>表1-2 施工状況把握一覧表(p.84) 推進工(下水道) 推進工(下水道)</p>	1	1-	1-	22			<p>表1-2 施工状況把握一覧表(p.84) 開削工(下水道) 推進工(下水道)</p>	
1	1-	1-	23	2.		<p>出来形数量の提出 請負者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督員に提出しなければならない。</p>	1	1-	1-	23	2.		<p>出来形数量の提出 請負者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督員に提出しなければならない。</p>	
1	1-	1-	29	3.		<p>3. 標示板の設置 請負者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、請負者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。</p>	1	1-	1-	29	3.		<p>3. 標示板の設置 請負者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名、施工者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。</p>	文言の統一

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考																				
1	1-	1-	33	1.		<p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>請負者は、下記指針等を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>(1)土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)</p>	1	1-	1-	33	1.		<p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>請負者は、下記指針等を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>(1)土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和5年3月)</p>	更新																				
1	1-	1-	33	9.		<p>9. 現場環境改善</p> <p>(1)実施については、表1-3の内容の内、原則として各計上費目(現場環境改善費のうち、仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(ただし、いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容(事業説明板を含む)を実施するものとする。</p> <p>ただし、地域連携の4. デザイン工事看板は、(5)の事業説明板として必ず実施すること。なお、具体的内容は、すでに一般化している美装化などしないこと</p>	1	1-	1-	33	9.		<p>9. 現場環境改善</p> <p>(1)実施については、表1-3の内容の内、原則として各計上費目(現場環境改善費のうち、仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(ただし、いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容(事業説明板を含む)を実施するものとするが、地域連携の4. デザイン工事看板は、(5)の事業説明板として必ず実施する。なお、具体的内容は、すでに一般化している美装化などしないこと。</p> <p>ただし、「誰もが働きやすい現場環境整備工事」の対象工事においては、地域連携4. デザイン工事看板は必須としない。</p>																					
1	1-	1-	33	9.	(1)	<p style="text-align: center;">表 1-3</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各事業PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	内	容	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策	地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各事業PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献	1	1-	1-	33	9.	(1)	<p style="text-align: center;">表 1-3 現場環境改善</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各事業PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策	地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各事業PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献	追加
内	容																																	
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減																																	
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																																	
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策																																	
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各事業PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献																																	
項 目	内 容																																	
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減																																	
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																																	
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策																																	
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各事業PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献																																	

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考																				
1	1-	1-	33	9.	(5)	<p>(5) (1)の事業説明板の表示内容は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>工事の必要性</td> <td>どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。(注：工法など工事内容の説明のみではいけない。)</td> </tr> <tr> <td>工事の期間等</td> <td>この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。</td> </tr> <tr> <td>事業者及び施工者</td> <td>担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。</td> </tr> <tr> <td>問合せ先</td> <td>平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>広報したい情報(財源、関連工事等)</td> </tr> </table>	工事の必要性	どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。(注：工法など工事内容の説明のみではいけない。)	工事の期間等	この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。	事業者及び施工者	担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。	問合せ先	平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。	その他	広報したい情報(財源、関連工事等)	1	1-	1-	33	9.	(5)	<p>(5) (1)の事業説明板の表示内容は表1-4のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表1-4 工事説明板の表示内容</p> <table border="1"> <tr> <td>工事の必要性</td> <td>どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。(注：工法など工事内容の説明のみではいけない。)</td> </tr> <tr> <td>工事の期間等</td> <td>この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。</td> </tr> <tr> <td>事業者及び施工者</td> <td>担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。</td> </tr> <tr> <td>問合せ先</td> <td>平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>広報したい情報(財源、関連工事等)</td> </tr> </table>	工事の必要性	どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。(注：工法など工事内容の説明のみではいけない。)	工事の期間等	この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。	事業者及び施工者	担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。	問合せ先	平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。	その他	広報したい情報(財源、関連工事等)	追加
工事の必要性	どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。(注：工法など工事内容の説明のみではいけない。)																																	
工事の期間等	この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。																																	
事業者及び施工者	担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。																																	
問合せ先	平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。																																	
その他	広報したい情報(財源、関連工事等)																																	
工事の必要性	どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。(注：工法など工事内容の説明のみではいけない。)																																	
工事の期間等	この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。																																	
事業者及び施工者	担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。																																	
問合せ先	平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。																																	
その他	広報したい情報(財源、関連工事等)																																	
1					(新規)		1	1-	1-	33	29.		<p>29. UAV等を使用する際の安全面への配慮 請負者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)」(国土地理院 令和5年6月)に基づいてUAV等を使用すること。 (1) 本工事において無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本工事が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」(令和2年9月14日、関係省庁申合せ)に示す重要工事に該当しないことが明らかであって、工事の性質に応じて該当策を講じることが困難な場合、監督員と協議の上、可能な策を講じた上で、該当策を講じないことができるものとする。 ア インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要最小限度とし、飛行中は接続しない。 イ インターネットに接続する場合は、飛行記録データや撮影動画等のインターネットを介した共有および保存機能は使用しない。 ウ 機体内部等に保存されている飛行記録データや撮影動画等は飛行終了後、情報流出防止策を講じた記録媒体において管理し、必要が無くなった場合には確実に消去する。 (2) 前項の情報流出防止策によって工事の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督員と協議すること。</p>	新規追加																				
1	1-	1-	36			<p>事故報告書 請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、指示する期日までに、様式(事故発生報告書)を提出しなければならない。 また、監督員は、様式(事故速報)を速やかに作成し、本庁主務課に報告するとともに、様式(事故報告書)において、管理部総務課に報告するものとする。</p>	1	1-	1-	36			<p>事故報告書 請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、指示する期日までに、様式(事故発生報告書)を提出しなければならない。 また、監督員は、様式(事故速報)を速やかに作成し、本庁主務課に報告するとともに、様式(事故報告書)において、本庁主務課を経由して管理部総務課に報告するものとする。</p>																					

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
1	1-	1-	37	7.		<p>7. 低騒音型・低振動型建設機械 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。</p>	1	1-	1-	37	7.		<p>7. 低騒音型・低振動型建設機械 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。</p>	誤字
1	1-	1-	37	12.		<p>12. 石綿等 請負者は、建築物その他の工作物を解体、改造、又は補修する作業において、「大気汚染防止法(令和2年6月5日改正)」及び「石綿障害予防規則(令和2年7月1日改正)」に基づき、石綿等の使用の有無を調査し、その結果等について監督員を通じて発注者へ説明しなければならない。また、請負者は、その調査結果を公衆及び作業員が見やすい場所へ掲示すること。 なお、石綿等の使用が認められた場合は、「石綿障害予防規則」に基づき、適切な対策を講じるとともに、分析調査を含めた費用、工期等について監督員と協議するものとする。</p>	1	1-	1-	37	12.		<p>12. 石綿等 請負者は、建築物その他の工作物を解体、改造、又は補修する作業において、「大気汚染防止法(令和4年6月17日改正)」及び「石綿障害予防規則(令和5年8月29日改正)」に基づき、石綿等の使用の有無を事前に調査し、その結果等について監督員を通じて発注者へ説明しなければならない。また、請負者は、その調査結果を公衆及び作業員が見やすい場所へ掲示すること。 なお、石綿等の使用が認められた場合は、「石綿障害予防規則」に基づき、適切な対策を講じるとともに、分析調査を含めた費用、工期等について監督員と協議するものとする。</p>	更新 修正
1	1-	1-	37	13.		<p>13. 鉛等有害物質 請負者は、橋梁等建設物に塗布された塗料中の鉛やクロム等有害物質の有無について監督員に確認するものとする。 また、監督員より、有害な物質の有無の調査を指示された場合は、調査を実施し、結果を監督員に報告するものとする。 監督員への確認又は調査結果により法令等で指定される基準等を満足しない有害物質が確認された場合は、「鉛中毒傷害予防規則(昭和47年9月30日労働省令第37号)」等関係法令に基づき実施しなければならない。 なお、費用、工期等については監督員と協議するものとする。</p>	1	1-	1-	37	13.		<p>13. 鉛等有害物質 請負者は、橋梁等建設物に塗布された塗料中の鉛やクロム等有害物質の有無について監督員に確認するものとする。 また、監督員より、有害な物質の有無の調査を指示された場合は、調査を実施し、結果を監督員に報告するものとする。 監督員への確認又は調査結果により法令等で指定される基準等を満足しない有害物質が確認された場合は、「鉛中毒傷害予防規則(令和4年5月31日厚生労働省令第91号)」等関係法令に基づき実施しなければならない。 なお、費用、工期等については監督員と協議するものとする。</p>	更新
1	1-	1-	40	4.		<p>4. 交通安全法令の遵守 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)及び道路工事保安設備設置基準(平成30年3月改定愛知県建設部)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	1	1-	1-	40	4.		<p>4. 交通安全法令の遵守 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)及び道路工事保安設備設置基準(平成30年3月改定愛知県建設部)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	更新

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
1	1-	1-	40	18.		<p>18. 通行許可</p> <p>1. 請負者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画(車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度)を作成し、施工計画書(9)交通管理に記載しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	1	1-	1-	40	18.		<p>18. 通行許可</p> <p>(1) 請負者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画(車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度)を作成し、施工計画書(9)交通管理に記載しなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	修正
1	1-	1-	42	1.	(2)	建設業法(令和3年5月改正法律第48号)	1	1-	1-	42	1.	(2)	建設業法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(4)	労働基準法(令和2年3月改正法律第14号)	1	1-	1-	42	1.	(4)	労働基準法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(5)	労働安全衛生法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1-	1-	42	1.	(5)	労働安全衛生法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(6)	作業環境測定法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1-	1-	42	1.	(6)	作業環境測定法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(8)	雇用保険法(令和3年6月改正法律第58号)	1	1-	1-	42	1.	(8)	雇用保険法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(9)	労働者災害補償保険法(令和2年6月改正法律第40号)	1	1-	1-	42	1.	(9)	労働者災害補償保険法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(10)	健康保険法(令和3年6月改正法律第66号)	1	1-	1-	42	1.	(10)	健康保険法(令和5年6月改正法律第48号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(11)	中小企業退職金共済法(令和2年6月改正法律第40号)	1	1-	1-	42	1.	(11)	中小企業退職金共済法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和2年3月改正法律第14号)	1	1-	1-	42	1.	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(13)	出入国管理及び難民認定法(令和3年6月改正法律第69号)	1	1-	1-	42	1.	(13)	出入国管理及び難民認定法(令和5年6月改正法律第63号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(14)	道路法(令和3年3月改正法律第9号)	1	1-	1-	42	1.	(14)	道路法(令和5年5月改正法律第34号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(15)	道路交通法(令和2年6月改正法律第52号)	1	1-	1-	42	1.	(15)	道路交通法(令和5年6月改正法律第63号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(16)	道路運送法(令和2年6月改正法律第36号)	1	1-	1-	42	1.	(16)	道路運送法(令和5年4月改正法律第18号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(17)	道路運送車両法(令和3年5月改正法律第37号)	1	1-	1-	42	1.	(17)	道路運送車両法(令和5年6月改正法律第63号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(18)	砂防法(平成25年11月改正法律第76号)	1	1-	1-	42	1.	(18)	砂防法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(19)	地すべり等防止法(平成29年6月改正法律第45号)	1	1-	1-	42	1.	(19)	地すべり等防止法(令和5年5月改正法律第34号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(20)	河川法(令和3年5月改正法律第31号)	1	1-	1-	42	1.	(20)	河川法(令和5年5月改正法律第34号)	更新

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
1	1-	1-	42	1.	(21)	海岸法(平成30年12月改正法律第95号)	1	1-	1-	42	1.	(21)	海岸法(令和5年5月改正法律第34号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(22)	港湾法(令和2年6月改正法律第49号)	1	1-	1-	42	1.	(22)	港湾法(令和4年11月改正法律第87号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(23)	港則法(令和3年6月改正法律第53号)	1	1-	1-	42	1.	(23)	港則法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(24)	漁港漁場整備法(平成30年12月改正法律第95号)	1	1-	1-	42	1.	(24)	漁港漁場整備法(令和5年5月改正法律第34号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(25)	下水道法(令和3年5月改正法律第31号)	1	1-	1-	42	1.	(25)	下水道法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(26)	航空法(令和3年6月改正法律第65号)	1	1-	1-	42	1.	(26)	航空法(令和5年6月改正法律第63号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(27)	公有水面埋立法(平成26年6月改正法律第51号)	1	1-	1-	42	1.	(27)	公有水面埋立法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(29)	森林法(令和2年6月改正法律第41号)	1	1-	1-	42	1.	(29)	森林法(令和5年6月改正法律第63号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(31)	火薬類取締法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1-	1-	42	1.	(31)	火薬類取締法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(32)	大気汚染防止法(令和2年6月改正法律第39号)	1	1-	1-	42	1.	(32)	大気汚染防止法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(33)	騒音規制法(平成26年6月改正法律第72号)	1	1-	1-	42	1.	(33)	騒音規制法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(34)	水質汚濁防止法(平成29年6月改正法律第45号)	1	1-	1-	42	1.	(34)	水質汚濁防止法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(35)	湖沼水質保全特別措置法(平成26年6月改正法律第72号)	1	1-	1-	42	1.	(35)	湖沼水質保全特別措置法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(36)	振動規制法(平成26年6月改正法律第72号)	1	1-	1-	42	1.	(36)	振動規制法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(令和元年6月改正法律第37号)	1	1-	1-	42	1.	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(38)	文化財保護法(令和3年4月改正法律第22号)	1	1-	1-	42	1.	(38)	文化財保護法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(39)	砂利採取法(平成27年6月改正法律第50号)	1	1-	1-	42	1.	(39)	砂利採取法(令和5年6月改正法律第63号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(40)	電気事業法(令和2年6月改正法律第49号)	1	1-	1-	42	1.	(40)	電気事業法(令和5年6月改正法律第44号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(41)	消防法(令和3年5月改正法律第36号)	1	1-	1-	42	1.	(41)	消防法(令和5年6月改正法律第58号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(42)	測量法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1-	1-	42	1.	(42)	測量法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(43)	建築基準法(令和3年5月改正法律第44号)	1	1-	1-	42	1.	(43)	建築基準法(令和5年6月改正法律第63号)	更新

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
1	1-	1-	42	1.	(44)	都市公園法(平成29年5月改正法律第26号)	1	1-	1-	42	1.	(44)	水質汚濁防止法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和3年5月改正法律第37号)	1	1-	1-	42	1.	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(46)	土壤汚染対策法(平成29年6月改正法律第45号)	1	1-	1-	42	1.	(46)	土壤汚染対策法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(48)	海上交通安全法(令和3年6月改正法律第53号)	1	1-	1-	42	1.	(48)	海上交通安全法(令和5年5月改正法律第34号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和3年5月改正法律第43号)	1	1-	1-	42	1.	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(51)	船員法(令和3年6月改正法律第75号)	1	1-	1-	42	1.	(51)	船員法(令和5年5月改正法律第24号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成30年6月改正法律第59号)	1	1-	1-	42	1.	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(令和5年5月改正法律第24号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(53)	船舶安全法(令和3年5月改正法律第43号)	1	1-	1-	42	1.	(53)	船舶安全法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(54)	自然環境保全法(平成31年4月改正法律第20号)	1	1-	1-	42	1.	(54)	自然環境保全法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(55)	自然公園法(令和3年5月改正法律第29号)	1	1-	1-	42	1.	(55)	自然公園法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(60)	技術士法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1-	1-	42	1.	(60)	技術士法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(61)	漁業法(令和3年5月改正法律第47号)	1	1-	1-	42	1.	(61)	漁業法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(62)	空港法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1-	1-	42	1.	(62)	空港法(令和5年6月改正法律第63号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(63)	計量法(平成26年6月改正法律第69号)	1	1-	1-	42	1.	(63)	計量法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(64)	厚生年金保険法(令和3年6月改正法律第66号)	1	1-	1-	42	1.	(64)	厚生年金保険法(令和5年6月改正法律第53号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(65)	航路標識法(令和3年6月改正法律第53号)	1	1-	1-	42	1.	(65)	航路標識法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(66)	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正法律第69号)	1	1-	1-	42	1.	(66)	資源の有効な利用の促進に関する法律(令和4年5月改正法律第46号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(67)	最低賃金法(平成24年4月改正法律第27号)	1	1-	1-	42	1.	(67)	最低賃金法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(68)	職業安定法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1-	1-	42	1.	(68)	職業安定法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(69)	所得税法(令和3年5月改正法律第37号)	1	1-	1-	42	1.	(69)	所得税法(令和5年6月改正法律第47号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(70)	水産資源保護法(平成30年12月改正法律第95号)	1	1-	1-	42	1.	(70)	水産資源保護法(令和4年6月改正法律第68号)	更新

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
1	1-	1-	42	1.	(71)	船員保険法(令和3年6月改正法律第66号)	1	1-	1-	42	1.	(71)	船員保険法(令和5年6月改正法律第48号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(72)	著作権法(令和3年6月改正法律第52号)	1	1-	1-	42	1.	(72)	著作権法(令和5年6月改正法律第53号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(73)	電波法(令和3年3月改正法律第19号)	1	1-	1-	42	1.	(73)	電波法(令和5年6月改正法律第40号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(74)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和2年6月改正法律第42号)	1	1-	1-	42	1.	(74)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(75)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和3年6月改正法律第58号)	1	1-	1-	42	1.	(75)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(76)	農薬取締法(令和元年12月改正法律第62号)	1	1-	1-	42	1.	(76)	農薬取締法(令和5年5月改正法律第36号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(77)	毒物及び劇物取締法(平成30年6月改正法律第66号)	1	1-	1-	42	1.	(77)	毒物及び劇物取締法(令和5年5月改正法律第36号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(78)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(平成17年7月改正法律第82号)	1	1-	1-	42	1.	(78)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(令和5年5月改正法律第34号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(79)	地方自治法(平成26年6月改正法律第83号)	1	1-	1-	42	1.	(79)	地方自治法(令和5年6月改正法律第63号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(80)	愛知県財務規則(平成26年)	1	1-	1-	42	1.	(80)	愛知県財務規則(令和5年6月改正規則第30号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(81)	県民の生活環境の保全等に関する条例(平成27年)	1	1-	1-	42	1.	(81)	県民の生活環境の保全等に関する条例(令和4年3月改正条例第15号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(82)	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例(平成23年)	1	1-	1-	42	1.	(82)	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例(平成30年7月改正条例第38号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(83)	愛知県産業廃棄物税条例(平成23年)	1	1-	1-	42	1.	(83)	愛知県産業廃棄物税条例(令和5年7月改正条例第26号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(84)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)	1	1-	1-	42	1.	(84)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(85)	警備業法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1-	1-	42	1.	(85)	警備業法(令和5年6月改正法律第63号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(86)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和3年5月改正法律第37号)	1	1-	1-	42	1.	(86)	個人情報の保護に関する法律(令和5年6月改正法律第47号)	最新通達の運用
1	1-	1-	42	1.	(87)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和2年6月改正法律第42号)	1	1-	1-	42	1.	(87)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和5年6月改正法律第58号)	更新
1						(新規)	1	1-	1-	42	1.	(88)	宅地造成及び特定盛土規制法(令和4年5月改正法律第55号)	新規追加

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	技 番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	技 番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
1	1-	1-	46	1.		<p>1. 一般事項 請負者は、契約書に定めるもののほか、所定の様式及び土木工事現場必携に定める様式により次の各号の書類を、設計図書で定める時期もしくは工事完了時までに監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1)施工計画書 (2)材料確認書 (3)段階確認報告書・施工状況把握報告書 (4)品質管理資料(測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図表及び度数表) (5)出来形管理資料(出来形成果表(出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表及び出来形管理図表)及び出来形図) (6)工事写真 (7)施工体制台帳及び施工体系図 (8)その他、設計図書で提出することとした書類(各種資料(工事打合せ簿)、台帳(植栽台帳、照明台帳、標識台帳、舗装台帳、橋梁台帳)等)</p>	1	1-	1-	46	1.		<p>1. 一般事項 請負者は、契約書に定めるもののほか、所定の様式及び土木工事現場必携に定める様式により次の各号の書類を、設計図書で定める時期もしくは工事完了時までに監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1)施工計画書 (2)実施工程表 (3)材料確認書 (4)段階確認報告書・施工状況把握報告書 (5)品質管理資料(測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図表及び度数表) (6)出来形管理資料(出来形成果表(出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表及び出来形管理図表)及び出来形図) (7)工事写真 (8)施工体制台帳及び施工体系図 (9)その他、設計図書で提出することとした書類(各種資料(工事打合せ簿)、台帳(植栽台帳、照明台帳、標識台帳、舗装台帳、橋梁台帳)等)</p>	追加
1	1-	1-	51	1.		<p>3. 技術者の専任制 請負代金額が4,000万円以上の場合、主任技術者(監理技術者)は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接該当建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置く場合は、この限りではない。なお、当該工事は愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領第3条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないものとする。また、特例監理技術者が兼務する工事の場所は、同一建設事務所管内※でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内で、工事現場間を直線で結んだ距離が10km程度以内である場合は、この限りではない。 ※ 建設事務所の管内一覧</p>	1	1-	1-	51	1.		<p>3. 技術者の専任制 請負代金額が4,000万円以上の場合、主任技術者(監理技術者)は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接該当建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置く場合は、この限りではない。なお、当該工事は愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領第3条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないものとする。また、特例監理技術者が兼務する工事の場所は、愛知県建設局の同一建設事務所管内※でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内で、工事現場間を直線で結んだ距離が10km程度以内である場合は、この限りではない。 ※ 愛知県建設局の建設事務所の管内一覧</p>	追加
1	1-	1-	57	5.		<p>5. ICT活用工事 請負者は、愛知県の定める「ICT活用工事(土工)実施要領」、「ICT活用工事(舗装工)実施要領」、「ICT活用工事(舗装工(修繕工))実施要領」、「ICT活用工事(河川浚渫)実施要領」、「ICT活用工事(作業土工(床掘))実施要領」、「ICT活用工事(付帯構造物設置工)実施要領」、「ICT活用工事(法面工)実施要領」、「ICT活用工事(地盤改良工)実施要領」、「ICT活用工事(土工1000m³未満)実施要領」、「ICT活用工事(小規模土工)実施要領」、「ICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))」実施要領、「ICT活用工事(基礎工)実施要領」、「ICT活用工事(擁壁工)実施要領」、「ICT浚渫工(港湾)実施要領」、「ICT基礎工(港湾)実施要領」、「ICTブロック据付工(港湾)実施要領」及び「ICT海上地盤改良工:床掘工・置換工編(港湾)」の規定に従い、ICT活用工事を、監督員と協議の上で実施することができる。 設計図書において、ICT活用工事の実施を明示された場合は、「ICT活用工事(土工)実施要領」、「ICT活用工事(舗装工)実施要領」、「ICT活用工事(河川浚渫)実施要領」及び「ICT浚渫工(港湾)実施要領」の規定に従って実施しなければならない。</p>	1	1-	1-	57	5.		<p>5. ICT活用工事 請負者は、愛知県の定める「ICT活用工事(土工)実施要領」、「ICT活用工事(舗装工)実施要領」、「ICT活用工事(舗装工(修繕工))実施要領」、「ICT活用工事(河川浚渫)実施要領」、「ICT活用工事(作業土工(床掘))実施要領」、「ICT活用工事(付帯構造物設置工)実施要領」、「ICT活用工事(法面工)実施要領」、「ICT活用工事(地盤改良工)実施要領」、「ICT活用工事(土工1000m³未満)実施要領」、「ICT活用工事(小規模土工)実施要領」、「ICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))」実施要領、「ICT活用工事(基礎工)実施要領」、「ICT活用工事(擁壁工)実施要領」、「ICT活用工事(浚渫工(港湾))実施要領」、「ICT活用工事(基礎工(港湾))実施要領」、「ICT活用工事(基礎工(港湾))実施要領」、「ICT活用工事(ブロック据付工(港湾))実施要領」及び「ICT活用工事(海上地盤改良工:床掘工・置換工編(港湾))実施要領」の規定に従い、ICT活用工事を、監督員と協議の上で実施することができる。 設計図書において、ICT活用工事の実施を明示された場合は、「ICT活用工事(土工)実施要領」、「ICT活用工事(舗装工)実施要領」、「ICT活用工事(河川浚渫)実施要領」、「ICT活用工事(地盤改良工)実施要領」及び「ICT活用工事(浚渫工(港湾))実施要領」の規定に従って実施しなければならない。</p>	修正

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考																																																
2	2-	3-	1	1.		<p>1. 適合規格 道路用砕石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。 JIS A 5001(道路用砕石) JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書A(レディーミクストコンクリート用骨材) JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)</p>	2	2-	3-	1	1.		<p>1. 適合規格 道路用砕石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。 JIS A 5001(道路用砕石) JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書A(レディーミクストコンクリート用骨材) JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)</p>	追加																																																
2	2-	3-	2	3.		<p>3. 使用規定の例外 気象作用を<u>う</u>けない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。</p>	2	2-	3-	2	3.		<p>3. 使用規定の例外 気象作用を<u>受け</u>ない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。</p>	誤植																																																
2	2-	5-	20			<p>異形スタッド(NSD400)の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">機械的性質</th> <th colspan="4">化学成分</th> </tr> <tr> <th>引張強さ kg f/mm² (N/mm²)</th> <th>降伏点 kg f/mm² (N/mm²)</th> <th>伸び %</th> <th>試験片</th> <th>C</th> <th>Mn</th> <th>F</th> <th>S</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>41~56 (400~550)</td> <td>24以上 (235以上)</td> <td>20以上</td> <td>JIS Z 2201 4号標点距離 L = 4D</td> <td>0.2以下</td> <td>0.3~0.9</td> <td>0.040 以下</td> <td>0.040 以下</td> </tr> </tbody> </table>	機械的性質				化学成分				引張強さ kg f/mm ² (N/mm ²)	降伏点 kg f/mm ² (N/mm ²)	伸び %	試験片	C	Mn	F	S	41~56 (400~550)	24以上 (235以上)	20以上	JIS Z 2201 4号標点距離 L = 4D	0.2以下	0.3~0.9	0.040 以下	0.040 以下	2	2-	5-	20			<p>異形スタッド(NSD400)の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">機械的性質</th> <th colspan="4">化学成分</th> </tr> <tr> <th>引張強さ kg f/mm² (N/mm²)</th> <th>降伏点 kg f/mm² (N/mm²)</th> <th>伸び %</th> <th>試験片</th> <th>C</th> <th>Mn</th> <th>P</th> <th>S</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>41~56 (400~550)</td> <td>24以上 (235以上)</td> <td>20以上</td> <td>JIS Z 2201 4号標点距離 L = 4D</td> <td>0.2以下</td> <td>0.3~0.9</td> <td>0.040 以下</td> <td>0.040 以下</td> </tr> </tbody> </table>	機械的性質				化学成分				引張強さ kg f/mm ² (N/mm ²)	降伏点 kg f/mm ² (N/mm ²)	伸び %	試験片	C	Mn	P	S	41~56 (400~550)	24以上 (235以上)	20以上	JIS Z 2201 4号標点距離 L = 4D	0.2以下	0.3~0.9	0.040 以下	0.040 以下	誤植
機械的性質				化学成分																																																										
引張強さ kg f/mm ² (N/mm ²)	降伏点 kg f/mm ² (N/mm ²)	伸び %	試験片	C	Mn	F	S																																																							
41~56 (400~550)	24以上 (235以上)	20以上	JIS Z 2201 4号標点距離 L = 4D	0.2以下	0.3~0.9	0.040 以下	0.040 以下																																																							
機械的性質				化学成分																																																										
引張強さ kg f/mm ² (N/mm ²)	降伏点 kg f/mm ² (N/mm ²)	伸び %	試験片	C	Mn	P	S																																																							
41~56 (400~550)	24以上 (235以上)	20以上	JIS Z 2201 4号標点距離 L = 4D	0.2以下	0.3~0.9	0.040 以下	0.040 以下																																																							
2	2-	6-	1	4.		<p>4. 異常なセメント使用時の注意 請負者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気を<u>う</u>けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</p>	2	2-	6-	1	4.		<p>4. 異常なセメント使用時の注意 請負者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気を<u>受け</u>た疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</p>	誤植																																																
2	2-	6-	3	5.		<p>5. 急結剤 急結剤は、「コンクリート標準示方書(標準編)JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成30年10月)の規格に適合するものとする。</p>	2	2-	6-	3	5.		<p>5. 急結剤 急結剤は、「コンクリート標準示方書(標準編)【2023年制定】JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2018年10月)の規格に適合するものとする。</p>	誤植 更新																																																
2	2-	8-	3			<p>2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年12月改正 政令第34号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-26、2-27、2-28の規格に適合するものとする。</p>	2	2-	8-	3			<p>2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正 政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-26、2-27、2-28の規格に適合するものとする。</p>	更新																																																

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考																												
2	2-	8-	3			<p>表 2-28 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度 (60℃) mm²/s</td> <td>80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 ℃</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>±3以内</td> </tr> <tr> <td>密 度 (15℃) g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組成 (石油学会法 JPI-5S-70-10)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table>	項目	標準的性状	動 粘 度 (60℃) mm ² /s	80~1,000	引 火 点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以内	密 度 (15℃) g/cm ³	報告	組成 (石油学会法 JPI-5S-70-10)	報告	2	2-	8-	3			<p>表 2-28 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度 (60℃) mm²/s</td> <td>80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 ℃</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>±3以内</td> </tr> <tr> <td>密 度 (15℃) g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組成 (石油学会規格 JPI-5S-70-10)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table>	項目	標準的性状	動 粘 度 (60℃) mm ² /s	80~1,000	引 火 点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以内	密 度 (15℃) g/cm ³	報告	組成 (石油学会規格 JPI-5S-70-10)	報告	修正
項目	標準的性状																																									
動 粘 度 (60℃) mm ² /s	80~1,000																																									
引 火 点 ℃	250以上																																									
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下																																									
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内																																									
密 度 (15℃) g/cm ³	報告																																									
組成 (石油学会法 JPI-5S-70-10)	報告																																									
項目	標準的性状																																									
動 粘 度 (60℃) mm ² /s	80~1,000																																									
引 火 点 ℃	250以上																																									
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下																																									
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内																																									
密 度 (15℃) g/cm ³	報告																																									
組成 (石油学会規格 JPI-5S-70-10)	報告																																									
2	2-	11-	1	7.		<p>7. 鋼橋塗装の仕様及び使用量等</p> <p>鋼橋塗装の仕様及び使用量等については、「鋼道路橋防食便覧」(平成26年3月(社)日本道路協会)によるC-5系を基本とする。</p>	2	2-	11-	1	7.		<p>7. 鋼橋塗装の仕様及び使用量等</p> <p>鋼橋塗装に使用する塗料は、JIS規格もしくは「鋼道路橋防食便覧」(平成26年3月(社)日本道路協会)による鋼道路橋塗装用塗料標準に適合した塗料を使用する。</p>	修正																												

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考																																																																																																																																																																											
3	1-	1-		1.		1. 適用工種 本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、 港湾土工 その他これらに類する工種について適用する。	3	1-	1-		1.		1. 適用工種 本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工その他これらに類する工種について適用する。	誤植																																																																																																																																																																											
3	1-	4-	1	2.		<p style="text-align: center;">表 1-1 土及び岩の分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名</th> <th colspan="2">称</th> <th colspan="2">説</th> <th colspan="2">明</th> <th colspan="2">摘</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th colspan="2">C</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土</td> <td>礫質土</td> <td>礫まじり土</td> <td></td> <td>礫の混入があつて掘削時の能率が低下するも</td> <td>礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性</td> <td>礫(G)</td> <td>礫質土(G F)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">砂質土及び砂</td> <td>砂</td> <td></td> <td>バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。</td> <td>海岸砂丘の砂</td> <td>砂(S)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂質土(普通土)</td> <td></td> <td>掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。</td> <td>砂質土、マサ土</td> <td>粒度分布の良い砂</td> <td>砂(S)</td> <td>砂質土(S F)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">粘性土</td> <td>粘性土</td> <td></td> <td>バケツ等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフイカビリティが問題となり易いもの。</td> <td>ローム</td> <td>粘性土</td> <td>シルト(M)</td> <td>粘性土(C)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高含水比粘性土</td> <td></td> <td>バケツなどに付着し易く特にトラフイカビリティが悪いもの</td> <td>条件の悪いローム</td> <td>条件の悪い粘性土</td> <td>シルト(M)</td> <td>粘性土(C)</td> <td>火山灰質粘性土(V)</td> <td>有機質土(O)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">岩または石</td> <td>岩塊</td> <td>岩塊</td> <td>玉石</td> <td>岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケツ等に空げきのでき易いもの。</td> <td>岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。</td> <td>玉石まじり土</td> <td>岩塊</td> <td>破砕された岩</td> <td>ごろごろした河床</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>I</td> <td>第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。風化がはなはだしくきわめてもろいもの。指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのもおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもの。</td> <td></td> <td>地山弾性波速度</td> <td>700~2800m/sec</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名		称		説		明		摘		A	B	C								土	礫質土	礫まじり土		礫の混入があつて掘削時の能率が低下するも	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性	礫(G)	礫質土(G F)			砂質土及び砂	砂		バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂	砂(S)				砂質土(普通土)		掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く 空げき の少ないもの。	砂質土、マサ土	粒度分布の良い砂	砂(S)	砂質土(S F)			粘性土	粘性土		バケツ等に付着し易く 空げき の多い状態になり易いもの、トラフイカビリティが問題となり易いもの。	ローム	粘性土	シルト(M)	粘性土(C)			高含水比粘性土		バケツなどに付着し易く特にトラフイカビリティが悪いもの	条件の悪いローム	条件の悪い粘性土	シルト(M)	粘性土(C)	火山灰質粘性土(V)	有機質土(O)	岩または石	岩塊	岩塊	玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケツ等に 空げき のでき易いもの。	岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土	岩塊	破砕された岩	ごろごろした河床	軟岩	軟岩	I	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。風化がはなはだしくきわめてもろいもの。指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのもおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもの。		地山弾性波速度	700~2800m/sec			3	1-	4-	1	2.	<p style="text-align: center;">表 1-1 土及び岩の分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名</th> <th colspan="2">称</th> <th colspan="2">説</th> <th colspan="2">明</th> <th colspan="2">摘</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th colspan="2">C</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土</td> <td>礫質土</td> <td>礫まじり土</td> <td></td> <td>礫の混入があつて掘削時の能率が低下するも</td> <td>礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性</td> <td>礫(G)</td> <td>礫質土(G F)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">砂質土及び砂</td> <td>砂</td> <td></td> <td>バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。</td> <td>海岸砂丘の砂</td> <td>砂(S)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂質土(普通土)</td> <td></td> <td>掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空隙の少ないもの。</td> <td>砂質土、マサ土</td> <td>粒度分布の良い砂</td> <td>砂(S)</td> <td>砂質土(S F)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">粘性土</td> <td>粘性土</td> <td></td> <td>バケツ等に付着し易く空隙の多い状態になり易いもの、トラフイカビリティが問題となり易いもの。</td> <td>ローム</td> <td>粘性土</td> <td>シルト(M)</td> <td>粘性土(C)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高含水比粘性土</td> <td></td> <td>バケツなどに付着し易く特にトラフイカビリティが悪いもの</td> <td>条件の悪いローム</td> <td>条件の悪い粘性土</td> <td>シルト(M)</td> <td>粘性土(C)</td> <td>火山灰質粘性土(V)</td> <td>有機質土(O)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">岩または石</td> <td>岩塊</td> <td>岩塊</td> <td>玉石</td> <td>岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケツ等に空隙のでき易いもの。</td> <td>岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。</td> <td>玉石まじり土</td> <td>岩塊</td> <td>破砕された岩</td> <td>ごろごろした河床</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td>軟岩</td> <td>I</td> <td>第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。風化がはなはだしくきわめてもろいもの。指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのもおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもの。</td> <td></td> <td>地山弾性波速度</td> <td>700~2800m/sec</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名		称		説		明		摘		A	B	C								土	礫質土	礫まじり土		礫の混入があつて掘削時の能率が低下するも	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性	礫(G)	礫質土(G F)			砂質土及び砂	砂		バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂	砂(S)				砂質土(普通土)		掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く 空隙 の少ないもの。	砂質土、マサ土	粒度分布の良い砂	砂(S)	砂質土(S F)			粘性土	粘性土		バケツ等に付着し易く 空隙 の多い状態になり易いもの、トラフイカビリティが問題となり易いもの。	ローム	粘性土	シルト(M)	粘性土(C)			高含水比粘性土		バケツなどに付着し易く特にトラフイカビリティが悪いもの	条件の悪いローム	条件の悪い粘性土	シルト(M)	粘性土(C)	火山灰質粘性土(V)	有機質土(O)	岩または石	岩塊	岩塊	玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケツ等に 空隙 のでき易いもの。	岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土	岩塊	破砕された岩	ごろごろした河床	軟岩	軟岩	I	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。風化がはなはだしくきわめてもろいもの。指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのもおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもの。		地山弾性波速度	700~2800m/sec			誤植
名		称		説		明		摘																																																																																																																																																																																	
A	B	C																																																																																																																																																																																							
土	礫質土	礫まじり土		礫の混入があつて掘削時の能率が低下するも	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性	礫(G)	礫質土(G F)																																																																																																																																																																																		
	砂質土及び砂	砂		バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂	砂(S)																																																																																																																																																																																			
		砂質土(普通土)		掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く 空げき の少ないもの。	砂質土、マサ土	粒度分布の良い砂	砂(S)	砂質土(S F)																																																																																																																																																																																	
	粘性土	粘性土		バケツ等に付着し易く 空げき の多い状態になり易いもの、トラフイカビリティが問題となり易いもの。	ローム	粘性土	シルト(M)	粘性土(C)																																																																																																																																																																																	
高含水比粘性土			バケツなどに付着し易く特にトラフイカビリティが悪いもの	条件の悪いローム	条件の悪い粘性土	シルト(M)	粘性土(C)	火山灰質粘性土(V)	有機質土(O)																																																																																																																																																																																
岩または石	岩塊	岩塊	玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケツ等に 空げき のでき易いもの。	岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土	岩塊	破砕された岩	ごろごろした河床																																																																																																																																																																																
	軟岩	軟岩	I	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。風化がはなはだしくきわめてもろいもの。指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのもおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもの。		地山弾性波速度	700~2800m/sec																																																																																																																																																																																		
名		称		説		明		摘																																																																																																																																																																																	
A	B	C																																																																																																																																																																																							
土	礫質土	礫まじり土		礫の混入があつて掘削時の能率が低下するも	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性	礫(G)	礫質土(G F)																																																																																																																																																																																		
	砂質土及び砂	砂		バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂	砂(S)																																																																																																																																																																																			
		砂質土(普通土)		掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く 空隙 の少ないもの。	砂質土、マサ土	粒度分布の良い砂	砂(S)	砂質土(S F)																																																																																																																																																																																	
	粘性土	粘性土		バケツ等に付着し易く 空隙 の多い状態になり易いもの、トラフイカビリティが問題となり易いもの。	ローム	粘性土	シルト(M)	粘性土(C)																																																																																																																																																																																	
高含水比粘性土			バケツなどに付着し易く特にトラフイカビリティが悪いもの	条件の悪いローム	条件の悪い粘性土	シルト(M)	粘性土(C)	火山灰質粘性土(V)	有機質土(O)																																																																																																																																																																																
岩または石	岩塊	岩塊	玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケツ等に 空隙 のでき易いもの。	岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土	岩塊	破砕された岩	ごろごろした河床																																																																																																																																																																																
	軟岩	軟岩	I	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。風化がはなはだしくきわめてもろいもの。指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのもおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもの。		地山弾性波速度	700~2800m/sec																																																																																																																																																																																		
3	1-	4-	2	1.		1. 掘削 掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削積込作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は設計図書によるものとする。	3	1-	4-	2	1.		1. 掘削 掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削積込作業をいう。なお、「土及び岩の分類表」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は設計図書によるものとする。	誤植																																																																																																																																																																											
3	1-	4-	2	7.		7. 残土運搬時の注意 請負者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないように つとめ なければならない。	3	1-	4-	2	7.		7. 残土運搬時の注意 請負者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民 及び道路利用者 に迷惑がかからないように 努め なければならない。	誤植																																																																																																																																																																											
3	1-	4-	3	14.		14. 採取土及び購入土運搬時の注意 請負者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように つとめ なければならない。	3	1-	4-	3	14.		14. 採取土及び購入土運搬時の注意 請負者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民 及び道路利用者 に迷惑がかからないように 努め なければならない。	誤植																																																																																																																																																																											

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
3	1-	4-	4	2.		2. 盛土材の確認 盛土材については設計図書によるものとする。請負者は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	3	1-	4-	4	2.		2. 盛土材の確認 盛土材については設計図書によるものとする。請負者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	誤植
3	1-	4-	4	8.		8. 盛土材のまき出し及び締固め 請負者は、盛土材のまき出し及び締固めについては、第3編1-4-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	3	1-	4-	4	8.		8. 盛土材の巻出し及び締固め 請負者は、盛土材の巻出し及び締固めについては、第3編1-4-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	誤植
3	1-	4-	6	2.		2. 残土運搬時の注意 残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようつとめなければならない。	3	1-	4-	6	2.		2. 残土運搬時の注意 残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう努めなければならない。	誤植
3	1-	5-	2	1.		1. 掘削 掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積込み作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は設計図書によるものとする。	3	1-	5-	2	1.		1. 掘削 掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積込み作業をいう。なお、「土及び岩の分類表」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は設計図書によるものとする。	誤植
3	1-	5-	2	7.		7. 硬岩掘削時の注意 請負者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。	3	1-	5-	2	7.		7. 硬岩掘削時の注意 請負者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を避けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。	誤植
3	1-	5-	3	15.		15. 採取土及び購入土運搬時の注意 請負者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	3	1-	5-	3	15.		15. 採取土及び購入土運搬時の注意 請負者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	誤植
3	1-	5-	4	11.		11. 接続部の緩和区間 請負者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1:4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1:5以上、土砂の場合1:10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさげなければならない。	3	1-	5-	4	11.		11. 接続部の緩和区間 請負者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1:4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1:5以上、土砂の場合1:10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を避けなければならない。	誤植
3	1-	5-	4	16.		16. 採取土及び購入土運搬時の注意 請負者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	3	1-	5-	4	16.		16. 採取土及び購入土運搬時の注意 請負者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	誤植

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
3	2-	1-		3.		3. 適用規定(2) 請負者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会 平成30年3月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	3	2-	1-		3.		3. 適用規定(2) 請負者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)【2023年制定】」(土木学会 2023年9月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	誤植更新
3	2-	2-		1.		1. 適用規定 土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】(平成30年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】(平成30年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針(平成24年6月)	3	2-	2-		1.		1. 適用規定 土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】【2023年制定】(2023年9月) 土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】【2022年制定】(2023年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針【2012年制定】(平成24年6月)	誤植更新
3	2-	3-	2	1.	(1)	1. 一般事項 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法の一部を改正する法律(平成30年5月30日公布 法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場(以下「◎マークを取得した工場」という。)から選定しなければならない。	3	2-	3-	2	1.	(1)	1. 一般事項 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(令和4年6月改正 法律68号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場(以下「◎マークを取得した工場」という。)から選定しなければならない。	修正
3	2-	3-	2	2.		JISのレディーミクストコンクリート 請負者は、第3編2-3-2工場の選定第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時まで監督員に提出しなければならない。また、レディーミクストコンクリート納品書を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示するものとする。	3	2-	3-	2	2.		JISのレディーミクストコンクリート 請負者は、第3編2-3-2工場の選定第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時まで監督員に提出しなければならない。また、レディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示するものとする。	修正
3	2-	3-	2	3.		JIS以外のレディーミクストコンクリート また、パッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納品書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2-	3-	2	2.		JIS以外のレディーミクストコンクリート また、パッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	修正

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3	2-	3-	2	10.		<p style="text-align: center;">標準配合表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>規格</th> <th>コンクリートの種類</th> <th>粗骨材の最大寸法</th> <th>スランプ</th> <th>呼び強度</th> <th>水セメント比</th> <th>単位セメント量</th> <th>空気量</th> <th>セメントの種類</th> <th>主な適用</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>mm</th> <th>cm</th> <th>N/mm²</th> <th>%以下</th> <th>kg</th> <th>%</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋構造物 [I]</td> <td>18-5-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>5</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>通常ダム、砂防ダム</td> </tr> <tr> <td>無筋構造物 [II]</td> <td>18-8-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>重力式鋼管等のマシンプな無筋構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物で重力式鋼管</td> </tr> <tr> <td>無筋構造物 [III]</td> <td>18-8-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>重力式橋台</td> </tr> <tr> <td>無筋構造物 [IV]</td> <td>30-5-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>5</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>370以上</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>袋詰コンクリート</td> </tr> <tr> <td>無筋構造物 [V]</td> <td>30-15-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>15</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>370以上</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>水中コンクリート</td> </tr> <tr> <td>小型構造物 [I]</td> <td>18-8-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>最大高さ1m程度の橋墩、側溝、ブロック基礎、等コンクリート等のコンクリート断面積が小さく(1㎡以下)の連続している構造物。最小寸法16cm未満</td> </tr> <tr> <td>小型構造物 [II]</td> <td>18-8-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>最大高さ1m程度の橋墩、側溝、ブロック基礎、等コンクリート等のコンクリート断面積が小さく(1㎡以下)の連続している構造物。最小寸法16cm以上</td> </tr> <tr> <td>小型構造物 [III]</td> <td>18-8-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>形が複雑な構造物及び埋込管、空気弁、消火弁、道路照明、橋脚・防護柵の基礎等の少量(1㎡以下)のコンクリート量で点在する構造物</td> </tr> <tr> <td>小型構造物 [IV]</td> <td>18-8-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>積ブロック及び石積張りの橋墩、袋詰コンクリート</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [I]</td> <td>24-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>55</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>水門、D門、消浪箱、橋脚等、排水施設、PCスタブ橋脚¹⁾、非合成床²⁾</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [II]</td> <td>30-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>8</td> <td>30</td> <td>55</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>PC相棒の積張り及び閉鎖コンクリート、合成床³⁾</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [III]</td> <td>40-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>8</td> <td>40</td> <td>55</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>H</td> <td>PC相棒の主桁</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [IV]</td> <td>30-18-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>18</td> <td>30</td> <td>55</td> <td>350以上</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>橋梁工事の水中橋脚打杭</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [V]</td> <td>21-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>21</td> <td>55</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚、側溝</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [VI]</td> <td>24-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>55</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [VII]</td> <td>24-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>55</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [VIII]</td> <td>24-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>55</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚</td> </tr> <tr> <td>ブロック</td> <td>18-5-40 18-8-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>5 8</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>異形ブロック (D形)</td> </tr> <tr> <td>舗装用 (車道用)</td> <td>M4.5-2.5-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>2.5</td> <td>曲り4.5</td> <td>45</td> <td>(280~350)</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>コンクリート舗装用</td> </tr> </tbody> </table>	種別	規格	コンクリートの種類	粗骨材の最大寸法	スランプ	呼び強度	水セメント比	単位セメント量	空気量	セメントの種類	主な適用				mm	cm	N/mm ²	%以下	kg	%		無筋構造物 [I]	18-5-40	普通	40	5	18	60	-	4.5	BB	通常ダム、砂防ダム	無筋構造物 [II]	18-8-40	普通	40	8	18	60	-	4.5	BB	重力式鋼管等のマシンプな無筋構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物で重力式鋼管	無筋構造物 [III]	18-8-40	普通	40	8	18	60	-	4.5	BB	重力式橋台	無筋構造物 [IV]	30-5-40	普通	40	5	30	50	370以上	4.5	N	袋詰コンクリート	無筋構造物 [V]	30-15-40	普通	40	15	30	50	370以上	4.5	N	水中コンクリート	小型構造物 [I]	18-8-25	普通	25	8	18	60	-	4.5	BB	最大高さ1m程度の橋墩、側溝、ブロック基礎、等コンクリート等のコンクリート断面積が小さく(1㎡以下)の連続している構造物。最小寸法16cm未満	小型構造物 [II]	18-8-40	普通	40	8	18	60	-	4.5	BB	最大高さ1m程度の橋墩、側溝、ブロック基礎、等コンクリート等のコンクリート断面積が小さく(1㎡以下)の連続している構造物。最小寸法16cm以上	小型構造物 [III]	18-8-25	普通	25	8	18	60	-	4.5	BB	形が複雑な構造物及び埋込管、空気弁、消火弁、道路照明、橋脚・防護柵の基礎等の少量(1㎡以下)のコンクリート量で点在する構造物	小型構造物 [IV]	18-8-25	普通	25	8	18	60	-	4.5	BB	積ブロック及び石積張りの橋墩、袋詰コンクリート	鉄筋構造物 [I]	24-12-25	普通	25	12	24	55	-	4.5	N	水門、D門、消浪箱、橋脚等、排水施設、PCスタブ橋脚 ¹⁾ 、非合成床 ²⁾	鉄筋構造物 [II]	30-12-25	普通	25	8	30	55	-	4.5	N	PC相棒の積張り及び閉鎖コンクリート、合成床 ³⁾	鉄筋構造物 [III]	40-12-25	普通	25	8	40	55	-	4.5	H	PC相棒の主桁	鉄筋構造物 [IV]	30-18-25	普通	25	18	30	55	350以上	4.5	BB	橋梁工事の水中橋脚打杭	鉄筋構造物 [V]	21-12-25	普通	25	12	21	55	-	4.5	BB	水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚、側溝	鉄筋構造物 [VI]	24-12-25	普通	25	12	24	55	-	4.5	BB	水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚	鉄筋構造物 [VII]	24-12-25	普通	25	12	24	55	-	4.5	BB	水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚	鉄筋構造物 [VIII]	24-12-25	普通	25	12	24	55	-	4.5	BB	水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚	ブロック	18-5-40 18-8-40	普通	40	5 8	18	60	-	4.5	BB	異形ブロック (D形)	舗装用 (車道用)	M4.5-2.5-40	普通	40	2.5	曲り4.5	45	(280~350)	4.5	N	コンクリート舗装用	3	2-	3-	2	10.	<p style="text-align: center;">標準配合表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>規格</th> <th>コンクリートの種類</th> <th>粗骨材の最大寸法</th> <th>スランプ</th> <th>呼び強度</th> <th>水セメント比</th> <th>単位セメント量</th> <th>空気量</th> <th>セメントの種類</th> <th>主な適用</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>mm</th> <th>cm</th> <th>N/mm²</th> <th>%以下</th> <th>kg</th> <th>%</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋構造物 [I]</td> <td>18-5-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>5</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>通常ダム、砂防ダム</td> </tr> <tr> <td>無筋構造物 [II]</td> <td>18-8-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>重力式鋼管等のマシンプな無筋構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物で重力式鋼管</td> </tr> <tr> <td>無筋構造物 [III]</td> <td>18-8-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>重力式橋台</td> </tr> <tr> <td>無筋構造物 [IV]</td> <td>30-5-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>5</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>370以上</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>袋詰コンクリート</td> </tr> <tr> <td>無筋構造物 [V]</td> <td>30-15-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>15</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>370以上</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>水中コンクリート</td> </tr> <tr> <td>小型構造物 [I]</td> <td>18-8-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>最大高さ1m程度の橋墩、側溝、ブロック基礎、等コンクリート等のコンクリート断面積が小さく(1㎡以下)の連続している構造物。最小寸法16cm未満</td> </tr> <tr> <td>小型構造物 [II]</td> <td>18-8-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>最大高さ1m程度の橋墩、側溝、ブロック基礎、等コンクリート等のコンクリート断面積が小さく(1㎡以下)の連続している構造物。最小寸法16cm以上</td> </tr> <tr> <td>小型構造物 [III]</td> <td>18-8-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>形が複雑な構造物及び埋込管、空気弁、消火弁、道路照明、橋脚・防護柵の基礎等の少量(1㎡以下)のコンクリート量で点在する構造物</td> </tr> <tr> <td>小型構造物 [IV]</td> <td>18-8-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>積ブロック及び石積張りの橋墩、袋詰コンクリート</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [I]</td> <td>24-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>55</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>PCスタブ橋脚¹⁾、非合成床²⁾</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [II]</td> <td>30-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>8</td> <td>30</td> <td>55</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>PC相棒の積張り及び閉鎖コンクリート、合成床³⁾</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [III]</td> <td>40-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>8</td> <td>40</td> <td>55</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>H</td> <td>PC相棒の主桁</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [IV]</td> <td>30-18-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>18</td> <td>30</td> <td>55</td> <td>350以上</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>橋梁工事の水中橋脚打杭</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [V]</td> <td>21-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>21</td> <td>55</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚、側溝</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [VI]</td> <td>24-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>55</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [VII]</td> <td>24-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>55</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物 [VIII]</td> <td>24-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>55</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚</td> </tr> <tr> <td>ブロック</td> <td>18-5-40 18-8-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>5 8</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>異形ブロック (D形)</td> </tr> <tr> <td>舗装用 (車道用)</td> <td>M4.5-2.5-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>2.5</td> <td>曲り4.5</td> <td>45</td> <td>(280~350)</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>コンクリート舗装用</td> </tr> </tbody> </table>	種別	規格	コンクリートの種類	粗骨材の最大寸法	スランプ	呼び強度	水セメント比	単位セメント量	空気量	セメントの種類	主な適用				mm	cm	N/mm ²	%以下	kg	%			無筋構造物 [I]	18-5-40	普通	40	5	18	60	-	4.5	BB	通常ダム、砂防ダム	無筋構造物 [II]	18-8-40	普通	40	8	18	60	-	4.5	BB	重力式鋼管等のマシンプな無筋構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物で重力式鋼管	無筋構造物 [III]	18-8-40	普通	40	8	18	60	-	4.5	BB	重力式橋台	無筋構造物 [IV]	30-5-40	普通	40	5	30	50	370以上	4.5	N	袋詰コンクリート	無筋構造物 [V]	30-15-40	普通	40	15	30	50	370以上	4.5	N	水中コンクリート	小型構造物 [I]	18-8-25	普通	25	8	18	60	-	4.5	BB	最大高さ1m程度の橋墩、側溝、ブロック基礎、等コンクリート等のコンクリート断面積が小さく(1㎡以下)の連続している構造物。最小寸法16cm未満	小型構造物 [II]	18-8-40	普通	40	8	18	60	-	4.5	BB	最大高さ1m程度の橋墩、側溝、ブロック基礎、等コンクリート等のコンクリート断面積が小さく(1㎡以下)の連続している構造物。最小寸法16cm以上	小型構造物 [III]	18-8-25	普通	25	8	18	60	-	4.5	BB	形が複雑な構造物及び埋込管、空気弁、消火弁、道路照明、橋脚・防護柵の基礎等の少量(1㎡以下)のコンクリート量で点在する構造物	小型構造物 [IV]	18-8-25	普通	25	8	18	60	-	4.5	BB	積ブロック及び石積張りの橋墩、袋詰コンクリート	鉄筋構造物 [I]	24-12-25	普通	25	12	24	55	-	4.5	N	PCスタブ橋脚 ¹⁾ 、非合成床 ²⁾	鉄筋構造物 [II]	30-12-25	普通	25	8	30	55	-	4.5	N	PC相棒の積張り及び閉鎖コンクリート、合成床 ³⁾	鉄筋構造物 [III]	40-12-25	普通	25	8	40	55	-	4.5	H	PC相棒の主桁	鉄筋構造物 [IV]	30-18-25	普通	25	18	30	55	350以上	4.5	BB	橋梁工事の水中橋脚打杭	鉄筋構造物 [V]	21-12-25	普通	25	12	21	55	-	4.5	BB	水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚、側溝	鉄筋構造物 [VI]	24-12-25	普通	25	12	24	55	-	4.5	BB	水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚	鉄筋構造物 [VII]	24-12-25	普通	25	12	24	55	-	4.5	BB	水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚	鉄筋構造物 [VIII]	24-12-25	普通	25	12	24	55	-	4.5	BB	水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚	ブロック	18-5-40 18-8-40	普通	40	5 8	18	60	-	4.5	BB	異形ブロック (D形)	舗装用 (車道用)	M4.5-2.5-40	普通	40	2.5	曲り4.5	45	(280~350)	4.5	N	コンクリート舗装用	修正
						種別	規格	コンクリートの種類	粗骨材の最大寸法	スランプ	呼び強度	水セメント比	単位セメント量	空気量	セメントの種類	主な適用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
									mm	cm	N/mm ²	%以下	kg	%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
無筋構造物 [I]	18-5-40	普通	40	5	18	60	-	4.5	BB	通常ダム、砂防ダム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
無筋構造物 [II]	18-8-40	普通	40	8	18	60	-	4.5	BB	重力式鋼管等のマシンプな無筋構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物で重力式鋼管																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
無筋構造物 [III]	18-8-40	普通	40	8	18	60	-	4.5	BB	重力式橋台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
無筋構造物 [IV]	30-5-40	普通	40	5	30	50	370以上	4.5	N	袋詰コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
無筋構造物 [V]	30-15-40	普通	40	15	30	50	370以上	4.5	N	水中コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
小型構造物 [I]	18-8-25	普通	25	8	18	60	-	4.5	BB	最大高さ1m程度の橋墩、側溝、ブロック基礎、等コンクリート等のコンクリート断面積が小さく(1㎡以下)の連続している構造物。最小寸法16cm未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
小型構造物 [II]	18-8-40	普通	40	8	18	60	-	4.5	BB	最大高さ1m程度の橋墩、側溝、ブロック基礎、等コンクリート等のコンクリート断面積が小さく(1㎡以下)の連続している構造物。最小寸法16cm以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
小型構造物 [III]	18-8-25	普通	25	8	18	60	-	4.5	BB	形が複雑な構造物及び埋込管、空気弁、消火弁、道路照明、橋脚・防護柵の基礎等の少量(1㎡以下)のコンクリート量で点在する構造物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
小型構造物 [IV]	18-8-25	普通	25	8	18	60	-	4.5	BB	積ブロック及び石積張りの橋墩、袋詰コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鉄筋構造物 [I]	24-12-25	普通	25	12	24	55	-	4.5	N	水門、D門、消浪箱、橋脚等、排水施設、PCスタブ橋脚 ¹⁾ 、非合成床 ²⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鉄筋構造物 [II]	30-12-25	普通	25	8	30	55	-	4.5	N	PC相棒の積張り及び閉鎖コンクリート、合成床 ³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鉄筋構造物 [III]	40-12-25	普通	25	8	40	55	-	4.5	H	PC相棒の主桁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鉄筋構造物 [IV]	30-18-25	普通	25	18	30	55	350以上	4.5	BB	橋梁工事の水中橋脚打杭																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鉄筋構造物 [V]	21-12-25	普通	25	12	21	55	-	4.5	BB	水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚、側溝																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鉄筋構造物 [VI]	24-12-25	普通	25	12	24	55	-	4.5	BB	水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鉄筋構造物 [VII]	24-12-25	普通	25	12	24	55	-	4.5	BB	水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鉄筋構造物 [VIII]	24-12-25	普通	25	12	24	55	-	4.5	BB	水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
ブロック	18-5-40 18-8-40	普通	40	5 8	18	60	-	4.5	BB	異形ブロック (D形)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
舗装用 (車道用)	M4.5-2.5-40	普通	40	2.5	曲り4.5	45	(280~350)	4.5	N	コンクリート舗装用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
種別	規格	コンクリートの種類	粗骨材の最大寸法	スランプ	呼び強度	水セメント比	単位セメント量	空気量	セメントの種類	主な適用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			mm	cm	N/mm ²	%以下	kg	%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
無筋構造物 [I]	18-5-40	普通	40	5	18	60	-	4.5	BB	通常ダム、砂防ダム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
無筋構造物 [II]	18-8-40	普通	40	8	18	60	-	4.5	BB	重力式鋼管等のマシンプな無筋構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物で重力式鋼管																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
無筋構造物 [III]	18-8-40	普通	40	8	18	60	-	4.5	BB	重力式橋台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
無筋構造物 [IV]	30-5-40	普通	40	5	30	50	370以上	4.5	N	袋詰コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
無筋構造物 [V]	30-15-40	普通	40	15	30	50	370以上	4.5	N	水中コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
小型構造物 [I]	18-8-25	普通	25	8	18	60	-	4.5	BB	最大高さ1m程度の橋墩、側溝、ブロック基礎、等コンクリート等のコンクリート断面積が小さく(1㎡以下)の連続している構造物。最小寸法16cm未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
小型構造物 [II]	18-8-40	普通	40	8	18	60	-	4.5	BB	最大高さ1m程度の橋墩、側溝、ブロック基礎、等コンクリート等のコンクリート断面積が小さく(1㎡以下)の連続している構造物。最小寸法16cm以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
小型構造物 [III]	18-8-25	普通	25	8	18	60	-	4.5	BB	形が複雑な構造物及び埋込管、空気弁、消火弁、道路照明、橋脚・防護柵の基礎等の少量(1㎡以下)のコンクリート量で点在する構造物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
小型構造物 [IV]	18-8-25	普通	25	8	18	60	-	4.5	BB	積ブロック及び石積張りの橋墩、袋詰コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鉄筋構造物 [I]	24-12-25	普通	25	12	24	55	-	4.5	N	PCスタブ橋脚 ¹⁾ 、非合成床 ²⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鉄筋構造物 [II]	30-12-25	普通	25	8	30	55	-	4.5	N	PC相棒の積張り及び閉鎖コンクリート、合成床 ³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鉄筋構造物 [III]	40-12-25	普通	25	8	40	55	-	4.5	H	PC相棒の主桁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鉄筋構造物 [IV]	30-18-25	普通	25	18	30	55	350以上	4.5	BB	橋梁工事の水中橋脚打杭																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鉄筋構造物 [V]	21-12-25	普通	25	12	21	55	-	4.5	BB	水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚、側溝																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鉄筋構造物 [VI]	24-12-25	普通	25	12	24	55	-	4.5	BB	水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鉄筋構造物 [VII]	24-12-25	普通	25	12	24	55	-	4.5	BB	水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鉄筋構造物 [VIII]	24-12-25	普通	25	12	24	55	-	4.5	BB	水門、D門、消浪箱、橋脚、橋台、橋脚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
ブロック	18-5-40 18-8-40	普通	40	5 8	18	60	-	4.5	BB	異形ブロック (D形)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
舗装用 (車道用)	M4.5-2.5-40	普通	40	2.5	曲り4.5	45	(280~350)	4.5	N	コンクリート舗装用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
3	2-	5-	4	3.	(2)	3	2-	5-	4	3.	(2)	修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
3	2-	6-	4	5.		3	2-	6-	4	5.		誤植																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
3	2-	6-	7	10.	(6)		3	2-	6-	7	10.	(6)		追加
3	2-	6-	7	12.		<p>12. 排水孔の施工 排水孔の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。 (1) 請負者は、排水孔については硬質塩化ビニル管(VPφ100mm)を用い、10mに1ヶ所以上の割合で設けるものとし、擁壁前面の埋戻し高を考慮して、裏込よりの排水を有効に処理できるように配置しなければならない。 (2) 請負者は、排水孔設置箇所には、吸出防止材または透水材を設置しなければならない。また、その形状は、設計図書によるものとし、施工にあたっては、細部にわたり十分注意をはらい行うものとする。</p>	3	2-	6-	7	12.		<p>12. 水抜き孔の施工 水抜き孔の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。 (1) 請負者は、水抜き孔については硬質塩化ビニル管(VPφ100mm)を用い、10mに1ヶ所以上の割合で設けるものとし、擁壁前面の埋戻し高を考慮して、裏込よりの排水を有効に処理できるように配置しなければならない。 (2) 請負者は、水抜き孔設置箇所には、吸出防止材または透水材を設置しなければならない。また、その形状は、設計図書によるものとし、施工にあたっては、細部にわたり十分注意をはらい行うものとする。</p>	表記の統一
3	2-	7-	3	3.		<p>3. 鉄筋の曲げ半径 請負者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、平成30年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	3	2-	7-	3	3.		<p>3. 鉄筋の曲げ半径 請負者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)[2022年制定]本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、2023年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	更新
3	2-	7-	5	4.		<p>4. 継手構造の選定 請負者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手、または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。 なお、鉄筋の継手の施工は、「鉄筋定着・継手指針」(土木学会、令和2年3月)によらなければならない。</p>	3	2-	7-	5	4.		<p>4. 継手構造の選定 請負者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手、または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。 なお、鉄筋の継手の施工は、「鉄筋定着・継手指針[2020年制定]」(土木学会、令和2年3月)によらなければならない。</p>	誤植

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
3	2-	7-	5	8.		<p>8. 機械式鉄筋継手</p> <p>②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針(令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。</p>	3	2-	7-	5	8.		<p>8. 機械式鉄筋継手</p> <p>②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針[2020年制定](令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。</p>	誤植
3	2-	8-	4	3.		<p>3. 型枠穴の補修</p> <p>請負者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。</p>	3	2-	8-	4	3.		<p>3. 型枠穴の補修</p> <p>(1) 請負者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。また、補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。 (2) 型枠セパレータで除去タイプを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋がぶり内に残らないようにすること。 (3) 型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。</p>	追加
3	2-	12-	3	1.		<p>1. 一般事項</p> <p>請負者は、海水の作用を<u>うける</u>コンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。</p>	3	2-	12-	3	1.		<p>1. 一般事項</p> <p>請負者は、海水の作用を<u>受ける</u>コンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。</p>	誤植
3	3-	2-		1.		<p>第2節 適用基準</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指針(令和2年3月) 全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針(平成25年10月) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成28年3月)</p>	3	3-	2-		1.		<p>第2節 適用基準</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指針[2020年制定](令和2年3月) 全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針(平成25年10月) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成28年3月) 地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル(平成23年8月)</p>	誤植 新規追加
3	3-	3-	11	1.		<p>1. 視線誘導標</p> <p>請負者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ、十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。</p>	3	3-	3-	11	1.		<p>1. 視線誘導標</p> <p>請負者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。</p>	読点
3	3-	3-	12	1.	(11)	<p>⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。なお、極間法を適用する場合には、磁粉探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル2以上の資格を有するものとする。</p>	3	3-	3-	12	1.	(11)	<p>⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305(非破壊試験技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。なお、極間法を適用する場合には、磁粉探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル2以上の資格を有するものとする。</p>	誤字
3	3-	4-	4	25.	(9)	<p>(9) 請負者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを<u>うける</u>側から開始しなければならない。</p>	3	3-	4-	4	25.	(9)	<p>(9) 請負者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを<u>受ける</u>側から開始しなければならない。</p>	誤植

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考																								
3	3-	4-	5	13.		<p>13. 杭頭の処理 請負者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、請負者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。</p>	3	3-	4-	5	13.		<p>13. 杭頭の処理 請負者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、請負者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。</p>	誤植																								
3	3-	4-	5	19.		<p>19. 泥水処理 請負者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について(環境省告示)、県民の生活環境の保全等に関する条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。</p>	3	3-	4-	5	19.		<p>19. 泥水処理 請負者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準(環境省告示)、県民の生活環境の保全等に関する条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。</p>	修正																								
3	3-	4-	5	25.		<p>25. 帯鉄筋の継手 場所打ち鉄筋コンクリート杭における帯鉄筋の継手の施工は、「道路橋示方書・同解説(IV 下部工編)第12章杭基礎の設計」(日本道路協会、平成29年11月)によらなければならない。ただし、杭径が小さくフックをつけることが困難でやむを得ずフレア溶接継手を採用する場合は「鉄筋定着・継手指針」(土木学会、令和2年3月)によらなければならない。</p>	3	3-	4-	5	25.		<p>25. 帯鉄筋の継手 場所打ち鉄筋コンクリート杭における帯鉄筋の継手の施工は、「道路橋示方書・同解説(IV 下部工編)第12章杭基礎の設計」(日本道路協会、平成29年11月)によらなければならない。ただし、杭径が小さくフックをつけることが困難でやむを得ずフレア溶接継手を採用する場合は「鉄筋定着・継手指針」[2020年制定](土木学会、令和2年3月)によらなければならない。</p>	誤植																								
3	3-	4-	7	7.		<p>7. 過掘の禁止 請負者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>	3	3-	4-	7	7.		<p>7. 過掘りの禁止 請負者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>	誤植																								
3	3-	5-	6	1.		<p style="text-align: center;">吹付モルタルの配合比</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>W/C</th> <th>C:S:G</th> <th>C:S</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート吹付</td> <td>45~55%</td> <td>1:4:1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モルタル吹付</td> <td>45~55%</td> <td></td> <td>1:4</td> </tr> </tbody> </table>		W/C	C:S:G	C:S	コンクリート吹付	45~55%	1:4:1		モルタル吹付	45~55%		1:4	3	3-	5-	6	1.		<p style="text-align: center;">吹付モルタル等の配合比</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>W/C</th> <th>C:S:G</th> <th>C:S</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート吹付</td> <td>45~55%</td> <td>1:4:1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モルタル吹付</td> <td>45~55%</td> <td></td> <td>1:4</td> </tr> </tbody> </table>		W/C	C:S:G	C:S	コンクリート吹付	45~55%	1:4:1		モルタル吹付	45~55%		1:4	修正
	W/C	C:S:G	C:S																																			
コンクリート吹付	45~55%	1:4:1																																				
モルタル吹付	45~55%		1:4																																			
	W/C	C:S:G	C:S																																			
コンクリート吹付	45~55%	1:4:1																																				
モルタル吹付	45~55%		1:4																																			

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考																																								
3	3-	5-	7	7.			3	3-	5-	7	7.			修正																																								
3	3-	6-	3	3.		<p>3. コンクリートブロック工の空張の積上げ 請負者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空けきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。</p>	3	3-	6-	3	3.		<p>3. コンクリートブロック工の空張の積上げ 請負者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空隙が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。</p>	誤植																																								
3	3-	7-	3	2.		<p>2. 盛土材料の確認 盛土材については設計図書によらなければならない。請負者は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	3	3-	7-	3	2.		<p>2. 盛土材料の確認 盛土材については設計図書によらなければならない。請負者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	誤植																																								
3	3-	7-	3	9.		<p>9. 盛土材の敷均し及び締固め 請負者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第3編1-5-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。</p>	3	3-	7-	3	9.		<p>9. 盛土材の敷均し及び締固め 請負者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第3編1-5-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。</p>	誤植																																								
3	3-	8-	5	7.	(1)	<p>表 3-25 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>基</th> <th>準</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>安定度 kN</td> <td>3.</td> <td>43</td> <td>以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10</td> <td>~</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空けき率 (%)</td> <td>3</td> <td>~</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	項	目	基	準	値		安定度 kN	3.	43	以上		フロー値 (1/100cm)	10	~	40		空けき率 (%)	3	~	12	3	3-	8-	5	7.	(1)	<p>表 3-25 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>基</th> <th>準</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>安定度 kN</td> <td>3.</td> <td>43</td> <td>以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10</td> <td>~</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空隙率 (%)</td> <td>3</td> <td>~</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	項	目	基	準	値		安定度 kN	3.	43	以上		フロー値 (1/100cm)	10	~	40		空隙率 (%)	3	~	12	誤植
項	目	基	準	値																																																		
	安定度 kN	3.	43	以上																																																		
	フロー値 (1/100cm)	10	~	40																																																		
	空けき率 (%)	3	~	12																																																		
項	目	基	準	値																																																		
	安定度 kN	3.	43	以上																																																		
	フロー値 (1/100cm)	10	~	40																																																		
	空隙率 (%)	3	~	12																																																		

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考																																																																				
3	3-	8-	5	7.	(17)	(17)請負者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	3	3-	8-	5	7.	(17)	(17)請負者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。	追加																																																																				
3	3-	8-	6	4.	(1)	<p style="text-align: center;">表 3-28 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空隙率 (%)	3~12	3	3-	8-	6	4.	(1)	<p style="text-align: center;">表 3-28 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空隙率 (%)	3~12	誤植																																																				
項目	基準値																																																																																	
安定度 kN	3.43以上																																																																																	
フロー値 (1/100cm)	10~40																																																																																	
空隙率 (%)	3~12																																																																																	
項目	基準値																																																																																	
安定度 kN	3.43以上																																																																																	
フロー値 (1/100cm)	10~40																																																																																	
空隙率 (%)	3~12																																																																																	
3	3-	8-	8	7.		<p style="text-align: center;">インターロッキングブロックの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">強度</th> <th>種類</th> <th>記号</th> <th>曲げ強度</th> <th>透水係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普通インターロッキングブロック</td> <td>N-1</td> <td rowspan="2">4.9N/mm²以上</td> <td rowspan="2">1 × 10⁻² cm/sec</td> </tr> <tr> <td>N-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">透水性インターロッキングブロック</td> <td>P-1</td> <td rowspan="2">2.9N/mm²以上</td> <td rowspan="2">1 × 10⁻² cm/sec</td> </tr> <tr> <td>P-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">植生用インターロッキングブロック</td> <td>G-1</td> <td rowspan="2">3.9N/mm²以上</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>G-2</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">厚さ</th> <td colspan="2">普通、植生用インターロッキングブロック</td> <td colspan="2">± 3 mm</td> </tr> <tr> <td colspan="2">透水性インターロッキングブロック</td> <td colspan="2">+ 5、- 1 mm</td> </tr> <tr> <th>寸法</th> <td colspan="2">普通、透水性、植生用インターロッキングブロック</td> <td colspan="2">± 3 mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 1:一層型インターロッキングブロック 2:二層型インターロッキングブロック 注2) インターロッキングブロックの形状その他により曲げ強度試験ができない場合はコアによる圧縮強度試験を行い、圧縮強度が普通インターロッキングブロックおよび化粧インターロッキングブロックにおいては、32N/mm²以上、透水性インターロッキングブロックにおいては、17N/mm²以上でなければならない。 注3) 試験は1組(3個)/1000㎡とし、1000㎡に満たない場合は1組とする。</p>	強度	種類	記号	曲げ強度	透水係数	普通インターロッキングブロック	N-1	4.9N/mm ² 以上	1 × 10 ⁻² cm/sec	N-2	透水性インターロッキングブロック	P-1	2.9N/mm ² 以上	1 × 10 ⁻² cm/sec	P-2	植生用インターロッキングブロック	G-1	3.9N/mm ² 以上		G-2	厚さ	普通、植生用インターロッキングブロック		± 3 mm		透水性インターロッキングブロック		+ 5、- 1 mm		寸法	普通、透水性、植生用インターロッキングブロック		± 3 mm		3	3-	8-	8	7.		<p style="text-align: center;">インターロッキングブロックの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">強度</th> <th>種類</th> <th>記号^{注1)}</th> <th>曲げ強度</th> <th>透水係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普通インターロッキングブロック</td> <td>N-1</td> <td rowspan="2">4.9N/mm²以上</td> <td rowspan="2">1 × 10⁻² cm/sec</td> </tr> <tr> <td>N-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">透水性インターロッキングブロック</td> <td>P-1</td> <td rowspan="2">2.9N/mm²以上</td> <td rowspan="2">1 × 10⁻² cm/sec</td> </tr> <tr> <td>P-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">植生用インターロッキングブロック</td> <td>G-1</td> <td rowspan="2">3.9N/mm²以上</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>G-2</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">厚さ</th> <td colspan="2">普通、植生用インターロッキングブロック</td> <td colspan="2">± 3 mm</td> </tr> <tr> <td colspan="2">透水性インターロッキングブロック</td> <td colspan="2">+ 5、- 1 mm</td> </tr> <tr> <th>寸法</th> <td colspan="2">普通、透水性、植生用インターロッキングブロック</td> <td colspan="2">± 3 mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 1:一層型インターロッキングブロック 2:二層型インターロッキングブロック 注2) インターロッキングブロックの形状その他により曲げ強度試験ができない場合はコアによる圧縮強度試験を行い、圧縮強度が普通インターロッキングブロックおよび化粧インターロッキングブロックにおいては、32N/mm²以上、透水性インターロッキングブロックにおいては、17N/mm²以上でなければならない。 注3) 試験は1組(3個)/1000㎡とし、1000㎡に満たない場合は1組とする。</p>	強度	種類	記号 ^{注1)}	曲げ強度	透水係数	普通インターロッキングブロック	N-1	4.9N/mm ² 以上	1 × 10 ⁻² cm/sec	N-2	透水性インターロッキングブロック	P-1	2.9N/mm ² 以上	1 × 10 ⁻² cm/sec	P-2	植生用インターロッキングブロック	G-1	3.9N/mm ² 以上		G-2	厚さ	普通、植生用インターロッキングブロック		± 3 mm		透水性インターロッキングブロック		+ 5、- 1 mm		寸法	普通、透水性、植生用インターロッキングブロック		± 3 mm		追加
強度	種類	記号	曲げ強度	透水係数																																																																														
	普通インターロッキングブロック	N-1	4.9N/mm ² 以上	1 × 10 ⁻² cm/sec																																																																														
N-2																																																																																		
透水性インターロッキングブロック	P-1	2.9N/mm ² 以上	1 × 10 ⁻² cm/sec																																																																															
	P-2																																																																																	
植生用インターロッキングブロック	G-1	3.9N/mm ² 以上																																																																																
	G-2																																																																																	
厚さ	普通、植生用インターロッキングブロック		± 3 mm																																																																															
	透水性インターロッキングブロック		+ 5、- 1 mm																																																																															
寸法	普通、透水性、植生用インターロッキングブロック		± 3 mm																																																																															
強度	種類	記号 ^{注1)}	曲げ強度	透水係数																																																																														
	普通インターロッキングブロック	N-1	4.9N/mm ² 以上	1 × 10 ⁻² cm/sec																																																																														
N-2																																																																																		
透水性インターロッキングブロック	P-1	2.9N/mm ² 以上	1 × 10 ⁻² cm/sec																																																																															
	P-2																																																																																	
植生用インターロッキングブロック	G-1	3.9N/mm ² 以上																																																																																
	G-2																																																																																	
厚さ	普通、植生用インターロッキングブロック		± 3 mm																																																																															
	透水性インターロッキングブロック		+ 5、- 1 mm																																																																															
寸法	普通、透水性、植生用インターロッキングブロック		± 3 mm																																																																															
3	3-	9-	6	1.		1. 一般事項 請負者は、サンドマットの施工にあたり、砂のまき出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。	3	3-	9-	6	1.		1. 一般事項 請負者は、サンドマットの施工にあたり、砂の巻出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。	誤植																																																																				
3	3-	12-	8	2.		2. 周辺被害の防止 請負者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に <u>つとめ</u> 被害を与えないようにしなければならない。	3	3-	12-	8	2.		2. 周辺被害の防止 請負者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に <u>努め</u> 被害を与えないようにしなければならない。	誤植																																																																				

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考																																											
4	1-	1-	6			6. 河積阻害等の防止 請負者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。	4	1-	1-	6			6. 河積阻害等の防止 請負者は、河川工事の仮締切、瀬替え等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。	誤植																																											
4	1-	5-	7			<p style="text-align: center;">表 1-7 要求性能の確認方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="3">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">線材に要求される性能</td> <td>母材の健全性</td> <td>JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> <tr> <td>強度</td> <td>引張試験 (JIS G 3547 に準拠)</td> <td>-</td> <td>引張強さ 290N/mm² 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>淡水中での耐用年数 30 年程度を確保</td> <td>腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)</td> <td>塩化物イオン濃度 0ppm</td> <td>メッキ残存量 30g/m² 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	線材に要求される性能	母材の健全性	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	強度	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)	-	引張強さ 290N/mm ² 以上		淡水中での耐用年数 30 年程度を確保	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩化物イオン濃度 0ppm	メッキ残存量 30g/m ² 以上	4	1-	5-	7		<p style="text-align: center;">表 1-7 要求性能の確認方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="3">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">線材に要求される性能</td> <td>母材の健全性</td> <td>JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> <tr> <td>強度</td> <td>引張試験 (JIS G 3547 に準拠)</td> <td>-</td> <td>引張強さ 290N/mm² 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>淡水中での耐用年数 30 年程度を確保</td> <td>腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)</td> <td>塩化物イオン濃度 0ppm</td> <td>メッキ残存量 30g/m² 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	線材に要求される性能	母材の健全性	JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	強度	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)	-	引張強さ 290N/mm ² 以上		淡水中での耐用年数 30 年程度を確保	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩化物イオン濃度 0ppm	メッキ残存量 30g/m ² 以上	JISの改正
項目	要求性能	確認方法																																																							
		試験方法	試験条件	基準値																																																					
線材に要求される性能	母材の健全性	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																					
	強度	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)	-	引張強さ 290N/mm ² 以上																																																					
	淡水中での耐用年数 30 年程度を確保	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩化物イオン濃度 0ppm	メッキ残存量 30g/m ² 以上																																																					
項目	要求性能	確認方法																																																							
		試験方法	試験条件	基準値																																																					
線材に要求される性能	母材の健全性	JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																					
	強度	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)	-	引張強さ 290N/mm ² 以上																																																					
	淡水中での耐用年数 30 年程度を確保	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩化物イオン濃度 0ppm	メッキ残存量 30g/m ² 以上																																																					

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考																																																																																																														
4	1-	5-	7			<p>表1-9 線材の品質管理試験の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 目試験箇所</th> <th>試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験方法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工場</td> <td>線径</td> <td>$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線^{※1}に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>ねじり特性</td> <td>JIS G 3547 の4.3</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>巻付性</td> <td>線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法、またはICP発光分析法</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS H 0401 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">公的試験機関</td> <td>線径</td> <td>$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> <td>JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法、またはICP発光分析法</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS H 0401 準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>摩擦抵抗(蓋材のみ)</td> <td>短期性能型 摩擦係数0.90以上 長期性能型 摩擦係数0.90以上(初期摩耗後)</td> <td>面的摩擦試験、または線の摩擦試験 線材摩耗試験後の線の摩擦試験または面材摩耗試験後の面的摩擦試験</td> <td>200巻線に1回 200巻線に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目 目試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	工場	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	5巻線 ^{※1} に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	ねじり特性	JIS G 3547 の4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	5巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS H 0401 準拠	5巻線に1回	公的試験機関	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS H 0401 準拠	200巻線に1回	摩擦抵抗(蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数0.90以上 長期性能型 摩擦係数0.90以上(初期摩耗後)	面的摩擦試験、または線の摩擦試験 線材摩耗試験後の線の摩擦試験または面材摩耗試験後の面的摩擦試験	200巻線に1回 200巻線に1回	4	1-	5-	7			<p>表1-9 線材の品質管理試験の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 目試験箇所</th> <th>試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験方法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工場</td> <td>線径</td> <td>$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線^{※1}に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>ねじり特性</td> <td>JIS G 3547 の4.3</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>巻付性</td> <td>線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法、またはICP発光分析法</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">公的試験機関</td> <td>線径</td> <td>$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> <td>JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法、またはICP発光分析法</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>摩擦抵抗(蓋材のみ)</td> <td>短期性能型 摩擦係数0.90以上 長期性能型 摩擦係数0.90以上(初期摩耗後)</td> <td>面的摩擦試験、または線の摩擦試験 線材摩耗試験後の線の摩擦試験または面材摩耗試験後の面的摩擦試験</td> <td>200巻線に1回 200巻線に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目 目試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	工場	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	5巻線 ^{※1} に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	ねじり特性	JIS G 3547 の4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	5巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	公的試験機関	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	摩擦抵抗(蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数0.90以上 長期性能型 摩擦係数0.90以上(初期摩耗後)	面的摩擦試験、または線の摩擦試験 線材摩耗試験後の線の摩擦試験または面材摩耗試験後の面的摩擦試験	200巻線に1回 200巻線に1回	JISの改正
						項目 目試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度																																																																																																																		
工場	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	5巻線 ^{※1} に1回																																																																																																																								
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																								
	ねじり特性	JIS G 3547 の4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																								
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																								
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	5巻線に1回																																																																																																																								
	メッキ付着量	※2	JIS H 0401 準拠	5巻線に1回																																																																																																																								
公的試験機関	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																																								
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																																								
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回																																																																																																																								
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回																																																																																																																								
	メッキ付着量	※2	JIS H 0401 準拠	200巻線に1回																																																																																																																								
	摩擦抵抗(蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数0.90以上 長期性能型 摩擦係数0.90以上(初期摩耗後)	面的摩擦試験、または線の摩擦試験 線材摩耗試験後の線の摩擦試験または面材摩耗試験後の面的摩擦試験	200巻線に1回 200巻線に1回																																																																																																																								
項目 目試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度																																																																																																																								
工場	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	5巻線 ^{※1} に1回																																																																																																																								
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																								
	ねじり特性	JIS G 3547 の4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																								
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																								
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	5巻線に1回																																																																																																																								
	メッキ付着量	※2	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																								
公的試験機関	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																																								
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																																								
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回																																																																																																																								
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回																																																																																																																								
	メッキ付着量	※2	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																																								
	摩擦抵抗(蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数0.90以上 長期性能型 摩擦係数0.90以上(初期摩耗後)	面的摩擦試験、または線の摩擦試験 線材摩耗試験後の線の摩擦試験または面材摩耗試験後の面的摩擦試験	200巻線に1回 200巻線に1回																																																																																																																								
4	3-	3-	6	6.	(7)	(7)請負者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが 避け られない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。	4	3-	3-	6	6.	(7)	(7)請負者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが 避け られない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。	誤植																																																																																																														
5	1-	5-	3	3.		3. 現場打擁壁の打継目及び目地の施工 現場打擁壁に打継目及び目地を施工する場合には、第5編1-4-5コンクリート被覆工の規定による。	5	1-	5-	3	3.		3. 場所打擁壁の打継目及び目地の施工 場所打擁壁に打継目及び目地を施工する場合には、第5編1-4-5コンクリート被覆工の規定による。																																																																																																															
6	1-	2-				第2節 適用基準 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成28年3月)	6	1-	2-				第2節 適用基準 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成28年3月)	誤植																																																																																																														
6	1-	6-	1	1.		1. 適用工種 本節は、コンクリート堰堤工として作業土工、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート側壁工、コンクリート副堰堤工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	6	1-	6-	1	1.		1. 適用工種 本節は、コンクリート堰堤工として作業土工、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート副堰堤工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	誤植																																																																																																														

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
6	1-	6-	2	10.		10. 地質・岩盤線の変化 請負者は、床掘途中において、地質・岩盤線の変化を認めるときは、構造物の変更を伴う場合があるので、 すみやかに 監督員に報告し、指示によらなければならない。	6	1-	6-	2	10.		10. 地質・岩盤線の変化 請負者は、床掘途中において、地質・岩盤線の変化を認めるときは、構造物の変更を伴う場合があるので、 速やかに 監督員に報告し、指示によらなければならない。	
6	3-	4-	4			3-4-4 場所打擁壁工 現場 打擁壁工の施工については、第3編第2章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	6	3-	4-	4			3-4-4 場所打擁壁工 場所 打擁壁工の施工については、第3編第2章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
6	3-	5-	1	1.		1. 適用工種 本節は、山腹水路工として作業土工、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、 集水樹工 、現場打水路工その他これらに類する工種について定める。	6	3-	5-	1	1.		1. 適用工種 本節は、山腹水路工として作業土工、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、現場打水路工、 集水樹工 その他これらに類する工種について定める。	誤植
6	3-	7-	3			3-7-3 場所打擁壁工 現場 打擁壁工の施工については、第3編第2章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	6	3-	7-	3			3-7-3 場所打擁壁工 場所 打擁壁工の施工については、第3編第2章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
6	3-	8-	1	3.		3. 杭建て込みのための削孔 請負者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発を さける ように施工しなければならない。	6	3-	8-	1	3.		3. 杭建て込みのための削孔 請負者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発を 避ける ように施工しなければならない。	誤植
6	3-	8-	3	3.		3. 人工泥水 請負者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透を さけ なければならない。	6	3-	8-	3	3.		3. 人工泥水 請負者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透を 避け なければならない。	誤植

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考																																																																				
7	1-	2-				第2節 適用基準 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成28年3月)	7	1-	2-				第2節 適用基準 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成28年3月)	誤植																																																																				
7	1-	3-	2	5.		5. 支柱の材料 支柱(H型鋼)の材料は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」の2種(SS400)またはこれと同等品以上とする。	7	1-	3-	2	5.		5. 支柱の材料 支柱(H形鋼)の材料は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」の2種(SS400)またはこれと同等品以上とする。	誤植																																																																				
7	1-	3-	2	6.		6. 外観・形状・寸法等 支柱の外観・形状・寸法等は、JIS G 3192「熱間圧延型鋼の形状・寸法・重量及びその許容差」に規定するH型鋼とする。	7	1-	3-	2	6.		6. 外観・形状・寸法等 支柱の外観・形状・寸法等は、JIS G 3192「熱間圧延形鋼の形状・寸法・重量及びその許容差」に規定するH形鋼とする。	誤植																																																																				
7	1-	10-	2	4.		4. 背面板 背面板(受音側の板)の材質は、JIS G 3302「亜鉛鉄板」に規定する亜鉛鉄板(SGH400またはSGC400 Z27)または、これと同等以上の品質を有するものとする。	7	1-	10-	2	4.		4. 背面板 背面板(受音側の板)の材質は、JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する溶融亜鉛めっき鋼板(SGH400またはSGC400 Z27)または、これと同等以上の品質を有するものとする。	修正																																																																				
7	2-	3-	9	6.		<p style="text-align: center;">表 2-5 接着剤の規格 鋼床版用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">規格値</th> <th rowspan="2">試験法</th> </tr> <tr> <th colspan="2">ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td colspan="2">50以上</td> <td>JIS K 6833-1, 2</td> </tr> <tr> <td>粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]</td> <td colspan="2">5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833-1, 2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (分)</td> <td colspan="2">90以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験 (-10℃、3mm)</td> <td colspan="2">合格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験 (点)</td> <td colspan="2">10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験 (点)</td> <td colspan="2">8以上</td> <td>JIS K 5664</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td> <td colspan="2">8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規格値		試験法	ゴムアスファルト系		不揮発分 (%)	50以上		JIS K 6833-1, 2	粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下		JIS K 6833-1, 2	指触乾燥時間 (分)	90以下		JIS K 5600	低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格		JIS K 5600	基盤目試験 (点)	10		JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上		JIS K 5664	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上		JIS K 5600	7	2-	3-	9	6.		<p style="text-align: center;">表 2-5 接着剤の規格 鋼床版用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">規格値</th> <th rowspan="2">試験法</th> </tr> <tr> <th colspan="2">ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td colspan="2">50以上</td> <td>JIS K 6833-1, 2</td> </tr> <tr> <td>粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]</td> <td colspan="2">5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833-1, 2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (分)</td> <td colspan="2">90以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験 (-10℃、3mm)</td> <td colspan="2">合格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験 (点)</td> <td colspan="2">10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験 (点)</td> <td colspan="2">8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td> <td colspan="2">8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規格値		試験法	ゴムアスファルト系		不揮発分 (%)	50以上		JIS K 6833-1, 2	粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下		JIS K 6833-1, 2	指触乾燥時間 (分)	90以下		JIS K 5600	低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格		JIS K 5600	基盤目試験 (点)	10		JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上		JIS K 5600	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上		JIS K 5600	JISの改正
項目	規格値		試験法																																																																															
	ゴムアスファルト系																																																																																	
不揮発分 (%)	50以上		JIS K 6833-1, 2																																																																															
粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下		JIS K 6833-1, 2																																																																															
指触乾燥時間 (分)	90以下		JIS K 5600																																																																															
低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格		JIS K 5600																																																																															
基盤目試験 (点)	10		JIS K 5600																																																																															
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上		JIS K 5664																																																																															
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上		JIS K 5600																																																																															
項目	規格値		試験法																																																																															
	ゴムアスファルト系																																																																																	
不揮発分 (%)	50以上		JIS K 6833-1, 2																																																																															
粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下		JIS K 6833-1, 2																																																																															
指触乾燥時間 (分)	90以下		JIS K 5600																																																																															
低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格		JIS K 5600																																																																															
基盤目試験 (点)	10		JIS K 5600																																																																															
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上		JIS K 5600																																																																															
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上		JIS K 5600																																																																															
7	3-	1-	6	(2)		(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。)(国土交通省)に従い行わなければならない。	7	3-	1-	6	(2)		(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。	修正																																																																				

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考																																								
7	4-	7-	6		(2)	(2)以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ①凍結防止材を散布する区間 ②交通量が非常に多い区間 ③海岸に近接する区間(飛沫の当たる場所、潮風が強くなる場所など) ④温泉地帯など ⑤雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所	7	4-	7-	6		(2)	(2)以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ①凍結防止材を散布する区間 ②交通量が非常に多い区間 ③海岸に近接する区間(飛沫の当たる場所、潮風が強くなる場所など) ④温泉地帯など ⑤雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所	誤植																																								
7	5-	2-				第2節 適用基準 本章において適用している基準は、下記のとおりである。 また、巻末に参考基準も合わせて「適用基準一覧表」として掲載してある。 土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)(平成30年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成30年3月)	7	5-	2-				第2節 適用基準 本章において適用している基準は、下記のとおりである。 また、巻末に参考基準も合わせて「適用基準一覧表」として掲載してある。 土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定](2023年9月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2023年制定](2023年9月)	誤植 更新																																								
7	5-	4-	2	3.		3. 表示する事項 型枠を取りはずしたプレテンション方式の桁にすみやかに以下の事項を表示しなければならない。	7	5-	4-	2	3.		3. 表示する事項 型枠を取りはずしたプレテンション方式の桁に速やかに以下の事項を表示しなければならない。																																									
7	5-	4-	5	2.	(1)	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)」(土木学会、平成30年10月)における、JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	7	5-	4-	5	2.	(1)	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定]」(土木学会、2023年9月)における、JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植 更新																																								
7	6-	3-	2			1. 一般事項 請負者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余掘を少なくするよう施工しなければならない。	7	6-	3-	2			1. 一般事項 請負者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余掘を少なくするよう施工しなければならない。	誤植																																								
7	6-	4-	2	6.		6. 定着剤 定着剤の示方配合は次表を標準とする。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="5">モルタル配合表</th> </tr> <tr> <th>ボルトの種類</th> <th>目標強度 N/mm²</th> <th>セメントの種類</th> <th>水セメント比 (%)</th> <th>フロー値(cm) 目標参考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定着材 先充填型</td> <td>9.8</td> <td>普通ポルトランドセメント</td> <td>35~40</td> <td>(19.5×19.5)</td> </tr> <tr> <td>定着材 後注入型</td> <td>9.8</td> <td>超早強セメント</td> <td>40</td> <td>(19.5×19.5)</td> </tr> </tbody> </table>	モルタル配合表					ボルトの種類	目標強度 N/mm ²	セメントの種類	水セメント比 (%)	フロー値(cm) 目標参考	定着材 先充填型	9.8	普通ポルトランドセメント	35~40	(19.5×19.5)	定着材 後注入型	9.8	超早強セメント	40	(19.5×19.5)	7	6-	4-	2	6.		6. 定着材 定着材の示方配合は次表を標準とする。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="5">モルタル配合表</th> </tr> <tr> <th>ロックボルト の種類</th> <th>目標強度 N/mm²</th> <th>セメントの種類</th> <th>水セメント比 (%)</th> <th>フロー値(cm) 目標参考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定着材 先充填型</td> <td>9.8</td> <td>普通ポルトランドセメント</td> <td>35~40</td> <td>(19.5×19.5)</td> </tr> <tr> <td>定着材 後注入型</td> <td>9.8</td> <td>超早強セメント</td> <td>40</td> <td>(19.5×19.5)</td> </tr> </tbody> </table>	モルタル配合表					ロックボルト の種類	目標強度 N/mm ²	セメントの種類	水セメント比 (%)	フロー値(cm) 目標参考	定着材 先充填型	9.8	普通ポルトランドセメント	35~40	(19.5×19.5)	定着材 後注入型	9.8	超早強セメント	40	(19.5×19.5)	誤植
モルタル配合表																																																						
ボルトの種類	目標強度 N/mm ²	セメントの種類	水セメント比 (%)	フロー値(cm) 目標参考																																																		
定着材 先充填型	9.8	普通ポルトランドセメント	35~40	(19.5×19.5)																																																		
定着材 後注入型	9.8	超早強セメント	40	(19.5×19.5)																																																		
モルタル配合表																																																						
ロックボルト の種類	目標強度 N/mm ²	セメントの種類	水セメント比 (%)	フロー値(cm) 目標参考																																																		
定着材 先充填型	9.8	普通ポルトランドセメント	35~40	(19.5×19.5)																																																		
定着材 後注入型	9.8	超早強セメント	40	(19.5×19.5)																																																		
7					(新規)		7	6-	5-	3	11.		11. 横断目地 トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。 なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。	新規追加																																								

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
7	11-	2-				第2節 適用基準 土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説(平成28年8月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針(案)とその解説—(平成29年11月)	7	11-	2-				第2節 適用基準 土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説[2016年制定](平成28年8月) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン—道路デザイン指針(案)とその解説—(平成29年11月)	誤植
7	12-	5-	2		5.	5. 管路工(管路部)の施工 請負者は、管路工(管路部)の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、 添加 配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確かめなければならない。	7	12-	5-	2		5.	5. 管路工(管路部)の施工 請負者は、管路工(管路部)の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、 添架 配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確かめなければならない。	誤植
7	12-	6-	4			12-6-4 占用企業者との調整等 請負者は、占用企業者との調整を 計り ながら施工しなければならない。	7	12-	6-	4			12-6-4 占用企業者との調整等 請負者は、占用企業者との調整を 図り ながら施工しなければならない。	誤植
7	13-	2-				第2節 適用基準 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成28年3月)	7	13-	2-				第2節 適用基準 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成28年3月)	誤植
7	13-	12-	1		2.	2. 適用規定 請負者は法面の施工にあたって、「道路土工—盛土工指針 第5章 施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「道路土工—切土工・斜面安定工指針のり面工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり砕工の設計・施工指針 第5章 施工」(全国特定法面協会、平成25年10月)、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(日本道路協会、平成28年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	7	13-	12-	1		2.	2. 適用規定 請負者は法面の施工にあたって、「道路土工—盛土工指針 第5章 施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「道路土工—切土工・斜面安定工指針のり面工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり砕工の設計・施工指針 第5章 施工」(全国特定法面協会、平成25年10月)、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会 、平成28年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	修正
7	13-	20-	3		1.	1. 樹木・芝生管理工の施工 請負者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を うける ものとし、完了後は速やかに監督員に報告しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編3-5-7植生工の規定による。	7	13-	20-	3		1.	1. 樹木・芝生管理工の施工 請負者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を 受ける ものとし、完了後は速やかに監督員に報告しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編3-5-7植生工の規定による。	誤植
7	14-	2-				第2節 適用基準 日本建設機械 化 協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)(平成16年12月) 日本建設機械 化 協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編)(平成16年12月)	7	14-	2-				第2節 適用基準 日本建設機械 施工 協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)(平成16年12月) 日本建設機械 施工 協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編)(平成16年12月)	修正
7	15-	22-	4		29.	29. 超音波探傷試験の検査技術者 超音波探傷試験の検査技術者は、(社)日本非破壊検査協会「NDIS0601非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。	7	15-	22-	4		29.	29. 超音波探傷試験の検査技術者 超音波探傷試験の検査技術者は、JIS Z 2305(非破壊 試験 技術者の 資格及び認証)に基づく2種以上の有資格者とする。	修正

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
8	1-	8-	1			1. 適用工種 本節は、擁壁工として作業土工、 現場 打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、コンクリートブロック工、石積工、土留め工その他これらに類する工種について定める。	8	1-	8-	1			1. 適用工種 本節は、擁壁工として作業土工、 場所 打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、コンクリートブロック工、石積工、土留め工その他これらに類する工種について定める。	
8	1-	8-	4			1-8-4 現場 打擁壁工 1. 現場 打擁壁工の施工 現場 打擁壁工の施工については、第3編第2章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	8	1-	8-	4			1-8-4 場所 打擁壁工 1. 場所 打擁壁工の施工 場所 打擁壁工の施工については、第3編第2章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
8	4-	3-	4	9.	(4)	(4)請負者は、アスファルト弾性混合物の舗設作業を設計図書に関して監督員が承諾した場合を除き、気温5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷き均し作業を中止し、すでに敷き均した箇所の混合物を すみやかに 締め固めて仕上げなければならない。	8	4-	3-	4	9.	(4)	(4)請負者は、アスファルト弾性混合物の舗設作業を設計図書に関して監督員が承諾した場合を除き、気温5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷き均し作業を中止し、すでに敷き均した箇所の混合物を 速やかに 締め固めて仕上げなければならない。	

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
9	1-	7-	4			1-7-4 換気工 (1) 請負者は、硫化水素の発生や酸素欠乏となることが予想される箇所では、「酸素欠乏症等防止規則」(昭和47年労働省令第42号)に基づき、換気を行うなど適切な措置をとらなければならない。	9	1-	7-	4			1-7-4 換気工 (1) 請負者は、硫化水素の発生や酸素欠乏となることが予想される箇所では、「酸素欠乏症等防止規則」(令和4年4月厚生労働省令第82号)に基づき、換気を行うなど適切な措置をとらなければならない。	更新
9	2-	2-				第2節 適用基準 本章において、適用している基準は下記のとおりである。 また、巻末に参考基準も合わせて「適用基準一覧表」として掲載してある。 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月) 国土交通省 公共建築工事標準仕様書(令和4年5月) 環境省 水質汚濁に係る環境基準について(告示)(平成31年3月)	9	2-	2-				第2節 適用基準 本章において、適用している基準は下記のとおりである。 また、巻末に参考基準も合わせて「適用基準一覧表」として掲載してある。 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月) 国土交通省 公共建築工事標準仕様書(令和4年5月) 環境省 水質汚濁に係る環境基準について(環境省告示第6号)(令和5年3月)	修正 更新
9	2-	3-	2	6.		6. 硬岩掘削 請負者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、請負者は監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。	9	2-	3-	2	6.		6. 硬岩掘削 請負者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を避けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、請負者は監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。	誤植
9	2-	12-	1	1.		1. 適用工種 本節は、擁壁工として作業土工、土留・仮締切工、水替工、地下水位低下工、補助地盤改良工、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工、その他これらに類する工種について定める。	9	2-	12-	1	1.		1. 適用工種 本節は、擁壁工として作業土工、土留・仮締切工、水替工、地下水位低下工、補助地盤改良工、既製杭工、場所打杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工、その他これらに類する工種について定める。	
9	2-	12-	9			2-12-9 現場打擁壁工 1. 適用規定 現場打擁壁工の施工については、第9編2-8-9躯体工の規定による。	9	2-	12-	9			2-12-9 場所打擁壁工 1. 適用規定 場所打擁壁工の施工については、第9編2-8-9躯体工の規定による。	

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
10						(新規)	10	14-	2-	3			<p>3. 引張強度の確認方法 設計図書に汚濁防止膜のカーテン引張強度が指定されている場合、その確認方法は以下によるものとする。</p> <p>①再利用品の場合 イ)引張試験による強度評価の場合 ・納品条件:引張試験後、未使用状態で保管しているもの ・提出資料:全カーテン枚数の1割に相当する検体又は2検体のいずれが多い方について、納品前2ヶ月以内に実施したJISL1096による引張試験の試験成績表 ・強度評価:引張試験後、未使用状態で陸上保管している期間の強度低下を考慮して、試験結果に0.8を乗じたものを強度として評価する。 ロ)使用履歴による強度評価の場合 ・納品条件:既設置期間(陸上保管期間は含まない)と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの ・提出資料:汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書(使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表) ・強度評価:「汚濁防止膜技術資料(案)」(H25.9(一財)港湾空港総合技術センター)に基づき、使用履歴(設置期間の合計)により算出したものを強度として評価する。 ハ)使用履歴(ICタグ)による強度評価の場合 ・納品条件:既設置期間(陸上保管期間は含まない)と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの ・提出資料:汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書 ・強度評価:汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システムにより算出したものを強度として評価する。</p> <p>②未使用品の場合 ・納品条件:製造後、未使用状態で直ちに納品するもの、もしくは劣化対策を施して保管しているもの ・提出資料:カタログ等規格値及び製造年月日が確認できる資料、もしくは汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書(使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表)</p>	新規追加

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和5年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
11	1-	1-		1.		1. 適用規定(1) 愛知県企業庁の発注する電気通信設備工事は、「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室 編集 令和4年3月)を準拠するものとする。	11	1-	1-		1.		1. 適用規定(1) 愛知県企業庁の発注する電気通信設備工事は、「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室 編集 令和5年3月)を準拠するものとする。	更新
11	2-	1-		1.		1. 適用規定(1) 愛知県企業庁の発注する水門設備、用排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気・非常用施設、散水融雪設備、道路排水設備、その他これらに類する機械工事は、「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省総合政策局建設施工企画課 編集 令和4年3月)、「機械工事施工管理基準(案)」(令和3年3月)、「機械工事完成図書作成要領(案)」(平成19年3月)を準拠するものとする。	11	2-	1-		1.		1. 適用規定(1) 愛知県企業庁の発注する水門設備、用排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気・非常用施設、散水融雪設備、道路排水設備、その他これらに類する機械工事は、「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 編集 令和5年3月)、「機械工事施工管理基準(案)」(令和3年3月)、「機械工事完成図書作成要領(案)」(平成19年3月)を準拠するものとする。	更新

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	旧条文(令和5年)	編	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
12	4 コンクリートのポンプ施工指針 土木学会 H24/6	12	2 コンクリートのポンプ施工指針[2012年版] 土木学会 H24/6	
12	4 コンクリート標準示方書(設計編) 土木学会 H30/3	12	2 コンクリート標準示方書(設計編)[2022年制定] 土木学会 2023/3	
12	4 コンクリート標準示方書(施工編) 土木学会 H30/3	12	2 コンクリート標準示方書(施工編)[2023年制定] 土木学会 2023/9	
12	6 鉄筋定着・継手指針 土木学会 R2/3	12	2 鉄筋定着・継手指針[2020年制定] 土木学会 R2/3	
12	6 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 日本鉄筋継手協会 H29/9	12	2 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 日本鉄筋継手協会 H29/8	
12	5 水質汚濁に係わる環境基準について 環境省 H31/3	12	2 水質汚濁に係わる環境基準について(環境省告示第6号) 環境省 R5/3	
12	6 騒音障害防止のためのガイドライン 厚生労働省 H4/10	12	3 騒音障害防止のためのガイドライン 厚生労働省 R5/4	
12	2 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 地盤工学会 H28/3	12	3 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 地盤工学会 H28/3	
12	(新規)	12	3 地山補強土工法設計・施工マニュアル 地盤工学会 H23/8	
12	1 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 日本道路協会 R1/5	12	4 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 日本道路協会 H4/12	
12	3 鋼管矢板基礎設計施工便覧 日本道路協会 H9/12	12	4 鋼管矢板基礎設計施工便覧 日本道路協会 R5/2	
12	1 河川砂防技術基準(案) 調査編 国土交通省 R3/4	12	5 河川砂防技術基準(案) 調査編 国土交通省 R5/5	
12	1 河川砂防技術基準(案) 計画編 国土交通省 R3/4	12	5 河川砂防技術基準(案) 計画編 国土交通省 R4/6	
12	1 河川砂防技術基準(案) 設計編 国土交通省 R3/4	12	5 河川砂防技術基準(案) 設計編 国土交通省 R4/6	
12	2 機械工事共通仕様書(案) 国土交通省 R3/3	12	5 機械工事共通仕様書(案) 国土交通省 R5/3	

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	旧条文(令和5年)	編	新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
12	1 河川砂防技術基準(案) 維持管理編(河川編) 国土交通省 H27/3	12	6 河川砂防技術基準(案) 維持管理編(河川編) 国土交通省 R3/10	
12	4 砂防設計の手引き 愛知県建設部 H29/7	12	6 砂防設計の手引き 愛知県建設局 R4/1	
12	4 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) 土木学会 H25/10	12	7 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) [2023年制定] 土木学会 2023/9	
12	4 地すべり・急傾斜設計基準(案)(急傾斜編) 愛知県土木部 H12/4	12	7 急傾斜地崩壊防止施設設計の手引き 愛知県建設局 R3/3	
12	5 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) 日本建設機械化協会 H16/12	12	7 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) 日本建設機械施工協会 H16/12	
12	5 除雪・防雪ハンドブック(防雪編) 日本建設機械化協会 H16/12	12	7 除雪・防雪ハンドブック(防雪編) 日本建設機械施工協会 H16/12	
12	4 コンクリート標準示方書(規準編) 土木学会 H30/10	12	9 コンクリート標準示方書(規準編) [2023年制定] 土木学会 2023/9	
12	10 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 土木学会 H28/8	12	10 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 [2016年制定] 土木学会 H28/8	
12	10 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 土木学会 H28/8	12	10 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 [2016年制定] 土木学会 H28/8	
12	10 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 土木学会 H28/8	12	10 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 [2016年制定] 土木学会 H28/8	
12	3 公共建築改修工事標準仕様書 国土交通省 R3/3	12	11 公共建築改修工事標準仕様書 国土交通省 R5/3	
12	3 公共建築工事標準仕様書 国土交通省 R4/5	12	11 公共建築工事標準仕様書 国土交通省 R5/3	
12	6 電気通信設備工事共通仕様書 国土交通省 R3/3	12	11 電気通信設備工事共通仕様書 国土交通省 R5/3	
12	9 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 国土交通省 H24/3	12	11 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 国土交通省 R4/3	
12	10 内線規程 日本電気協会 H28/10	12	12 内線規程 日本電気協会 R4/12	

工事標準仕様書(令和6年4月1日一部改定) 新旧対照表

編		旧条文(令和5年)	編		新条文(令和6年4月1日一部改定)	備考
12	4	コンクリート中の塩化物総量規制について 建設省 S61/6	12	12	コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領 国土交通省 H14/11	
12	1	屋外 体育 施設の建設指針 日本 体育 施設協会 H29/5	12	12	屋外 スポーツ 施設の建設指針 日本 スポーツ 施設協会 R5/3	